

企業殺人 (corporate homicide) と企業の刑事責任

——英米における企業への殺人罪の適用が意味するもの——

川 崎 友 已

はじめに

第一章 アメリカ合衆国の企業殺人と企業の刑事責任

第一節 序論

第二節 アメリカ合衆国における企業の刑事責任

一 連邦レヴェルの企業の刑事責任

二 州レヴェルの企業の刑事責任

第三節 アメリカ合衆国の企業殺人への刑法上の対応

一 第一期 (一九四〇年代まで)

二 第二期 (一九四四年から一九八〇年代前半まで)

三 第三期 (一九八〇年代後半以降)

第四節 法律委員会の提案

- 一 現行の非故意殺罪の概要と問題点
- 二 法律委員会の提案

第五節 若干の検討

第六章 英米における企業への殺人罪の適用が意味するもの

——わが国における企業の刑事责任論の課題——

第一節 企業の处罚根拠

第二節 企業の刑事责任の法理

第三節 企業の刑事责任の範囲

一 史的展開と従来の対応

企業殺人 (corporate homicide) と企業の刑事责任

はじめに

今日、企業犯罪は社会に深刻な被害をもたらしている。その被害は、財産法益だけにとどまらず、自然環境や自由市場経済秩序から個人の名誉や身体・生命の安全に至るまで多種多様な法益に及んでいる。⁽¹⁾ このように企業犯罪は、広い範囲にわたって重大な被害をもたらすことから、企業の刑事責任を多様な犯罪類型について積極的に問おうとする動きが国際的にみられる。⁽²⁾

このへん最近の動きを象徴しているのが、アメリカ合衆国やイギリスにおいて高い関心を集めている「企業殺人 (corporate homicide)」⁽³⁾ への刑法上の対応である。アメリカ合衆国では一九七〇年代半ばから、イギリスでは一九八〇年代後半から、企業活動が人の生命を侵害する危険をはらむことがあるということが強く認識されるようになつた。こうした企業活動にともなう人の生命の侵害は単なる事故ではなく、企業が利益の追求に走るあまり企業活動にともなう人の生命への危険を放置した結果と考えられる場合が少なくない。そりや、このような人の生命を侵害した企業活動を「企業殺人」と呼ぶことによって、その重大性を正しく認識すべきとの主張が高まつていつたのである。今日では、企業殺人は、その被害の大きさから最も重大な企業犯罪の一つとして刑法上も適切な対応が求められている。そのため英米では企業自身に対して殺人罪を適用し、その刑事責任を問う動きが積極化しつつある。

もちろん、英米で用いられている「殺人罪 (homicide)」という用語は、人の生命の侵害行為全般を指し、わが国の犯罪類型でいえば傷害致死罪や過失致死罪などにあたるのまじ含まれている。したがつて、わが国との類型方法

や犯罪成立要件などの差異を無視して比較法的な考察を行うことは妥当でない。しかし、そうした相異を考慮に入れたうえでも人の生命の侵害という最も典型的な自然犯について企業の刑事責任を問おうとする英米の展開は、わが国企業に対する刑事責任の問題を検討する際にも参考とすべき点が少なくないものと思われる。

今日のわが国では、現行の両罰規定では企業犯罪の実態に即した対応が期待できないため、これに対しても立法的な措置を施す必要があるということは広く認められている。⁽³⁾しかしながら、その具体的な内容について論じられることは現実には多くない。それどころか、企業をいかなる根拠から処罰するのか、企業の刑事責任をいかなる法理によつて基礎付けるのか、あるいは企業の刑事責任をいかなる犯罪類型にまで認めるのかといった企業の刑事責任論の基本的な論点についても議論は十分に煮詰まっておらず、立法論の前提としてこうした論点についての積極的な議論が必要とされているのである。このような状況において、自然犯の典型といえる殺人罪について、企業の刑事責任を問おうとする英米の動きからは多くの示唆を得ることができるのではないか。

はたして英米の企業殺人には具体的にどのような事例があるのか。また、そこでは企業殺人について企業自身に殺人罪を適用し、その刑事責任を問うにあたって、どのような問題が浮かび上がっているのか。そして、その問題をどのように克服し、あるいは克服しようとしているのか。本稿では、これらの疑問点を検討し、英米における企業への殺人罪の適用が何を意味しているのかを検討することによって、わが国の企業の刑事責任論の発展の手がかりを見出したい。

そこで本稿ではアメリカ合衆国とイギリスの企業殺人への刑法上の対応を個別に考察する。ただし、その考察の前

掛合して必要な限度で回国の企業の刑事责任を整理してある。そして最後に、日本との類似する所へ、企業の处罚根拠、企業の刑事责任の法理および企業の刑事责任の範囲について我が国における企業の刑事责任の基本的な體がどうなすかの検討を加へる。以下だ。

- (一) Ronald C. Kramer, Corporate Criminality: The Development of an Idea, in *CORPORATION AS CRIMINALS* 13, 18-21 (Ellen Hochstetler ed. 1984) (本書の英訳として、ロナルド・C・カーマー「企業の犯罪性：概念の展開」ヒュッサ・カクベトハ、久川一輝〔板倉宏・沼野輝彦・加藤直隆訳〕・企業——110年史の犯罪化〔一九九〇〕——[原註文]。FRANCIS T. CULLEN, WILLIAM J. MAAKESTAD & GRAY CAVENDER, *CORPORATE CRIME UNDER ATTACK* 54-78 (1987); ROBERT F. MEIER, *CRIME AND SOCIETY* 267-270 (1989); David Shichor, Corporate Deviance and Corporate Victimization: A Review and Some Elaborations, 1 In: *TEL REV. VICTIMOLOGY* 67, 67-88 (1989); SANDRA WALKLATE, *VICTIMOLOGY: THE VICTIM AND THE CRIMINAL JUSTICE PROCESS* 81-107 (1989); LARRY J. SIEGEL, *CRIMINOLOGY* 367-378 (5th ed. 1995). 他に、加藤君「逐級的犯罪の被害者と既往犯の被害者」法律の文部省刊行会編（一九八六）九五二頁、瀬三晃「被害者学の新展開——110年史の刑事政策をめぐる視点——」犯罪と非行——111頁（一九九七）111頁ある拙稿「企業犯罪論の現状と展望（1・JR）」回志社法學四九卷四號（一九九七）117頁として参照。
- (2) 各国による企業の刑事责任の問題は最近の動向をうけて、Bernd Schünemann et. al., Thema 2: Das Verwaltungsstrafrecht der europäischen Gemeinschaft und die Unternehmensanktionen in den Mitgliedstaaten, in Bausteine des europäischen Wirtschaftsstrafrechts; Madrid-Symposium für Klaus Tiedemann, hrsg. von Bernd Schünemann und Carlos Suárez González, 1994, S. 263ff.; Hans Achenbach et. al., Thema 5: Die strafrechtliche Haftung des Unternehmens und der Unternehmensorgane, in Bausteine des europäischen Strafrechts; Coimbra-Symposium für Claus Roxin hrsg. von Bernd Schünemann und Jorge de Figueiredo Dias, 1995, S. 281ff.; HANS DE DOELDER & KLAUS TIEDEMANN eds., *CRIMINAL LIABILITY OF CORPORATIONS: XIVTH INTERNATIONAL CONGRESS OF COMPARATIVE LAW* (1996). 参照。

また、企業（法人）の刑事責任の問題に関する各国の動向を紹介する邦語文献としては以下のものがある。アメリカ合衆国については、金沢文雄「英米における法人の刑事責任」刑法雑誌四卷四号（一九五四）四頁以下、町田幸雄「アメリカ合衆国における法人処罰の制度とその運用の実情（一）～（四）」警察学論集三三卷二号（一九八〇）一二三二頁以下、三三卷五号（一九八〇）九九頁以下、三三卷七号（一九八〇）一一一頁以下、三三卷九号（一九八〇）一三八頁以下、真鍋毅「英米における法人刑事責任の『確立過程』について」井上正治博士還暦祝賀・刑事法学の諸相（下）（一九八三）一七八頁以下、板倉宏・西山雅晴「アメリカ合衆国における法人組織および個人の責任について——判例の動向を中心に——」日本法学四九卷三号（一九八四）一頁以下、平沢修「アメリカ合衆国における法人犯罪への対応（一）」法研論集三一号（一九八四）一八七頁以下、原田明夫「法人と刑事責任（一）～（四）」判例タイムズ五一〇号（一九八四）三七頁以下、五一七号（一九八四）六四頁以下、五三四号（一九八四）六二頁以下、五四一号（一九八五）四四頁以下、佐藤雅美「英米における法人処罰の法理（一）・（二）」阪大法学一四三号（一九八七）一〇一頁以下・一四七号（一九八八）一〇三頁以下、同「合衆国における企業災害と刑法」犯罪と刑罰五号（一九八八）一一一頁以下、佐藤宏「米国反トラスト法違反事件における法人の刑事責任と反トラスト法コンプライアンス・プログラム」国際商事法務二一卷二号（一九九三）一二六一頁以下、関哲夫「アメリカにおける法人処罰をめぐる議論」鈴木義男先生古稀祝賀・アメリカ刑事法の諸相（一九九六）八一頁以下、青木紀博「アメリカにおける『法人責任』論の試み」産大法学三〇卷三・四号（一九九七）一頁以下、芝原邦爾・刑法の社会的機能（一九七三）五一頁以下および拙稿「企業犯罪論の現状と展望（一）」同志社法学四七卷四号（一九九五）三〇六頁以下参照。また邦訳文献として、G・キャンフィールド（真鍋毅・相本宏訳）「犯罪に対する法人の責任」佐賀大学経済論集一二卷二号（一九七九）一二八頁以下、J・フランシス（真鍋毅・相本宏訳）「法人的刑事责任」佐賀大学経済論集一二卷三号（一九八〇）一一八頁以下、H・エジャトン（真鍋毅・相本宏訳）「法人的刑事责任」佐賀大学経済論集一二卷三号（一九八〇）一四〇頁以下、ハリー・ファースト（林幹人訳）「アメリカにおける企業犯罪」林幹人・現代の経済犯罪——その法的規制の研究——（一九八九）二二七頁以下、同（板倉宏・加藤直隆・尾田清貴訳）「企業犯罪について」日本大学法学部法学研究所法学紀要二六卷（一九八七）五五五頁以下、ニコレッティ・パリシ「企業の刑事责任の理論」エレ

ン・ホクステッドラー編 (板倉宏・沼野輝彦・加藤直隆訳) 前掲注(1)書四五頁以下、J・ブレイスウェイト／J・フィシー (西村春夫・加藤直隆訳) 「企業犯罪理論の虚構と実像——クレッシーを超えて——」 比較法制研究一五号 (一九九二) 一四九頁以下、J・ブレイスウェイト (井上真理子監訳)・企業犯罪——アメリカ製薬会社における企業犯罪のケース・スタディ (一九九一) 三六七頁以下、エレン・ホクステッドラー・スターリー (板倉宏・南部篤・神例康博・野崎節子訳) 「アメリカ合衆国における企業犯罪の捜査と訴追——生命、健康、安全に関する犯罪をめぐる近時の状況と展望」 日本法学五八卷一号 (一九九三) 一九三頁以下参照。

イギリスについては、金沢文雄・前掲注(2)論文四九頁以下、戸塚登「英法における法人の刑事責任」一五四頁以下、真鍋毅・前掲注(2)論文一七八頁以下、佐藤雅美「厳格責任に関するイギリス上院判決」法学ジャーナル二六号 (一九七九) 一四一頁以下、同「法人の刑事責任に関するイギリス上院判決」法学ジャーナル二七号 (一九八三) 一五七頁以下、同「英米における法人処罰の法理 (一)・(二)」阪大法学一四二号 (一九八七) 一〇一頁以下、一四七号 (一九八八) 一〇三頁以下、石堂淳「イギリスにおける法人の刑事責任について」莊子邦雄先生古稀祝賀・刑事法の思想と理論 (一九九一) 一三三頁以下、奥村正雄・イギリス刑事法の動向 (一九九六) 一三一九頁以下および拙稿・前掲注(2)論文二八四頁以下参照。また邦訳文献として、R・ウェルシュ (真鍋毅・相本宏訳) 「法人の刑事責任」佐賀大経済論集三卷一号 (一九七九) 一〇五頁以下、S・W・スチュアート (大谷實・熊谷泰佑訳)・現代イギリス刑法——その基本原理と改革の動向—— (一九七四) 九七頁以下参照。

ドイツについては、山本和昭「法人およびその役員の処罰について」警察学論集二七卷四号 (一九七四) 三八頁以下、下村康正「ドイツ刑法学における法人犯罪理論の一考察」刑法総論の現代的諸問題 (一九七九) 一一六頁以下、平沢修「ドイツとわが国における法人制裁の理論と現状」早稲田法学会誌二〇卷 (一九七九) 一三七頁以下、真鍋毅「企業組織体責任論への疑問——シユーネマンの分析によせて——」Law School一一六号 (一九八〇) 四九頁以下、松原久利「ドイツにおける法人处罚」同志社法学四二卷三号 (一九九〇) 四七頁以下、伊藤利明「ドイツにおける法人处罚問題」東北学院大学論集三九号 (一九九一) 五一頁以下、池田秀彦「ドイツにおける法人处罚の史的展開に関する一素描」小室金之助教授還暦記念・

現代企業法の諸問題（一九九六）六七頁以下および拙稿・前掲注（3）論文二六四頁以下参照。また、邦訳文献として、ハンス・ヨアヒム・ヒルシュ（丹羽正夫訳）「人的組織体の受刑能力について」法政理論二八卷四号（一九九六）一五〇頁以下、クラウス・ティーデマン（西原春夫・宮澤浩一監訳）・ドイツおよびECにおける経済犯罪と経済刑法（一九九〇）八五頁以下参照。

フランスについて、板倉宏・南部篤「フランス新刑法典における法人处罚」研修五三九号（一九九三）七頁以下、森下忠「フランスの新しい刑法典」判例時報一四五七号（一九九三）三〇頁、同「法人等の处罚——フランス新刑法典における」判例時報一四六六号（一九九三）三〇頁以下、川本哲郎「フランスにおける法人の刑事责任」京都学園法学一八・一九号（一九九五）三一頁以下、同「フランスにおける法人の刑事责任」刑法雑誌三五卷三号（一九九六）一頁以下など参照。また邦訳文献として、フランス刑法研究会「フランスにおける法人の刑事责任（一）・（二）」京都学園法学一八・一九号（一九九五）一一一頁以下、二二二号（一九九六）五六頁以下、ジャン・プラデル（白取祐司訳）「フランス刑事法における企業活動の規制」北大法学論集四六卷二号（一九九五）七八頁以下参照。

中国について、大塚仁・馮軍「〈紹介〉何秉松主編『法人犯罪与刑事责任』」愛知大学法学部法経論集一三三二号（一九九三）六九頁以下、張文（國谷知史訳）「中国の法人犯罪について」法政理論一八卷三号（一九九六）九四頁以下、陳澤憲（全理其訳・浅田和茂監訳）「中国経済刑法の新発展」法学雑誌四二卷三号（一九九六）六〇五頁以下、程璞（全理其訳・浅田和茂監訳）「中国の市場経済と刑法の改正」法学雑誌四二卷三号（一九九六）六二二頁以下、申虎根（劉波訳）「中国刑法における法人犯罪の理論的研究及び法人の刑事责任の立法問題について」大阪経済法科大学法学研究所紀要二二二号（一九九六）一二一頁以下、黎宏「中国における法人犯罪についての一考察」同志社法学四八卷六号（一九九七）一六〇頁以下参照。このほか、イタリアについて、ジュリオ・デシモーネ（松生光正訳）「イタリア刑法における団体の刑事责任の諸問題」姫路法学二一〇号（一九九六）四一頁以下、オーストラリアについて、青木紀博・前掲注（2）論文一七頁以下、スロヴェニアについて、森下忠・刑事政策の論点III（一九九七）八八頁以下がある。さらに、欧州理事会の犯罪に対する企業（事業者）の責任に関する勧告について、森下忠・前掲注（2）書七三頁以下参照。

- (3) 一九九〇年以降の文献で、企業の刑事責任に関する立法的な対応の必要性を指摘するものとして、伊東研祐「法人の刑事责任」芝原邦爾ほか編・刑法理論の現代的展開総論Ⅱ（一九九〇）一〇七頁以下、大谷實「企業犯罪と法人処罰」刑法解釈論集Ⅱ（一九九〇）一頁以下、同「法人処罰の在り方——将来の立法の選択肢——（一）・（二）・完）」同志社法学四三巻二号（一九九二）一頁以下、四三巻三号（一九九二）一頁以下、松原久利「現行の法人処罰の在り方とその理論上の問題」同志社法学四二巻四号（一九九〇）一〇〇頁以下、板倉宏「企業犯罪と組織体犯罪概念」日本大学法学部法学研究所法学紀要三三巻（一九九二）七頁以下、板倉宏・南部篤「法人の刑罰強化とその意味」税務弘報三九巻一二号（一九九二）一〇頁以下、青木紀博「現行の法人処罰の在り方とその実務上の問題点」京都学園法学一六号（一九九四）五一頁以下、同・前掲注（2）論文一頁以下、京篠哲久「法人の刑事责任——序論的考察——」内藤謙先生古稀祝賀・刑事法学の現代的状況（一九九四）八五頁以下、長井圓「企業活動に対する刑事法的規制」北大法学論集四六巻二号（一九九五）九五頁以下、神例康博「企業の刑事责任に関する法理について」刑法雑誌三六巻二号（一九九七）九五頁以下、吉岡一男「企業の犯罪と責任」法学論叢一四〇巻五・六号（一九九七）七二頁以下、神山敏雄・日本の経済犯罪——その実情と法的対応——（一九九六）二七二頁以下。

第一章 アメリカ合衆国の企業殺人と企業の刑事责任

第一節 序 論

アメリカ合衆国では、一九七〇年代半ば頃から次第に企業犯罪の重大性が強く認識されるようになり、その一環として「企業殺人」の問題が高い関心を集めようになつた。そこでは、企業活動が経済犯罪だけではなく、市民の生命に危険を及ぼす犯罪も生み出すとして、このような危険な企業活動への厳格な法的対応が求められたのである。そ

うした要求は刑法の領域においても例外ではなく、企業への殺人罪の適用が注目されるようになつていった。

ただし、アメリカ合衆国の判例は「」のように企業犯罪への社会的な関心が高まる以前の一九世紀半ばから、企業に対する殺人罪の適用を検討し続けてきた。その中では、主として次のような企業の刑事責任に関する基本的な論点が、殺人罪にあてはめられて検討されてきた。⁽¹⁾①企業は犯罪の主体に含まれるか。②企業はメンズ・レア（主観的犯罪成立要件）を形成できるか。⁽²⁾③企業に刑罰を科すことはできるか。そして、これらの論点は今日の企業殺人に関する判例においても重要な争点として検討され続けているのである。⁽³⁾「」にアメリカ合衆国の判例が基本的な論点を今日まで繰り返し検討してきた要因としては、アメリカ合衆国では連邦と各州が独立した司法権をもつたため、州⁽⁴⁾とにみると先例が少なく、各論点について判例の姿勢が確立されていない点があげられる。またアメリカ合衆国では、一九六〇年代後半から各州の刑法典の改正・制文化がすすめられたため、それ以前の先例には拘束力がない場合がある点も指摘である。⁽⁵⁾このように一〇〇年以上にわたって企業に対する殺人罪の適用を検討し続けてきたアメリカ合衆国の判例を整理する」として、企業に殺人罪の刑事責任を問う本質的な意義やその問題点を明らかにすることができるよう。

ところで、アメリカ合衆国における殺人罪（homicide）は、かつては次章で考察するイギリスと同様にコモン・ロー上の分類にしたがい謀殺罪（murder）と故殺罪（manslaughter）に分けられていた。⁽¹⁾このうち前者の謀殺罪とは、「計画的に（deliberate）」すなはち「①他人を殺害する意図、②他人に重大な傷害を負わせる意図、または③他人の生命に対する極度の無謀と云ふメンズ・レアをもつて」他人を死に至らしめる⁽⁶⁾ことをいう。これに対して後者の故殺罪は、「謀殺のうち減刑事由が認められるもの（故意殺罪〔voluntary manslaughter〕）」および「意図せずに

(not intentional) 人を死に至らしめる」と (非故意殺罪 [involuntary manslaughter])」である。しかしアメリカ合衆国では、今日までに殺人罪の定義を明確化するために、あるいは法定刑を限定するため（とくに死刑の適用範囲を限定するため）に殺人罪に関する用語や規定方法が修正され、謀殺罪と故殺罪という類型以外にも殺人罪が細分化されてきた。したがって現在では各州ごとに殺人罪の類型は異なっているが、多くの州において謀殺罪を一級（他人を殺害する計画、予謀または意図が認められた場合および謀殺以外の重罪によって他人を死に至らしめた場合〔重罪謀殺〕）と二級（第一級に該当しない場合）に分け、前者にのみ死刑など重い刑罰の適用を認めていた（⁽²⁾）。また州によつては、アメリカ法律協会 (American Law Institute) が一九六一年に編纂した模範刑法典にならい、故殺罪のうちより責任の軽い類型を過失致死罪 (negligent homicide) として区別している場合もある。⁽³⁾ さらに、これらのはかに自動車事故などを想定した特別類型の殺人罪が設けられている⁽⁴⁾とも多い。

このうち謀殺罪については、各州とも罰金刑など企業に適用可能な刑罰を定めてこなかつたこともあり、これまでのところ企業への適用が問題になつた判例は見あたらない。したがつてアメリカ合衆国の判例では企業に対する殺人罪の適用は、主として故殺罪、過失致死罪および特別類型の殺人罪について検討されてきた。

以下では、まず企業殺人への刑法上の対応を検討するうえで必要な限度で、アメリカ合衆国の判例における企業の刑事责任への対応を簡単にまとめる。そして、これをふまえて企業に対する殺人罪の適用に関する主要な判例の動向を企業犯罪への関心が高まる以前の一九六〇年代までと高まり始めた一九七〇年代以後に分けて概観することにした

一 連邦レヴェルの企業の刑事責任

アメリカ合衆国では、二〇世紀初頭までメンズ・レアを要件としない犯罪に限って企業の刑事責任を認めていた。⁽⁵⁾しかし、一九〇八年連邦最高裁判所のニューヨーク・セントラル&ハドソン・リバー鉄道社ケース判決以降、代位責任の法理を適用し、次の三つの要件に該当すれば、犯罪の性質上、企業が実行不可能な犯罪を除くすべての犯罪について企業に刑事責任を課すことができるとされた。①行為者が企業の機関または従業者であること。②機関または従業者の犯罪行為が自らの職務または権限の範囲内で実行されたこと。③機関または従業者の犯罪行為が、企業のために実行されたこと。さらに、近年の連邦裁判所の判例は、これら三つの要件をより緩やかに解することによって、企業に対しても刑事責任を積極的に課す傾向がみられる。⁽⁷⁾こうした近年の連邦裁判所判例の傾向を要件ごとにみていくと次のようになる。

第一に、従来の代位責任の要件では、企業に刑事責任を課すためには、実際に違法行為を行った機関または従業者を特定する必要があった。しかし最近の判例の中には、企業の責任を認定するためには、代理人のうちの誰かが違法行為を実行したことを証明すれば足りるとしたものがある。⁽⁸⁾また複数の代理人の行為から犯罪成立要件の一部を認定し、「これらを結合させる」とによって一つの犯罪を成立させ、企業を有罪とするアプローチも採用されている。⁽⁹⁾さらにメンズ・レアについても、たとえ一人の従業者が犯罪の実行について十分な認識を有していないくとも、複数の従業

者の断片的な認識を集める」とによつて犯罪の認識と認められるとする「集合的認識 (collective knowledge)」の理論を採用し、メンズ・レアを成立要件とする犯罪について企業に刑事责任を課す」とが可能とされて いる。⁽¹⁰⁾

第一に、従来の代位責任の要件では、従業者の違法行為が「職務の範囲内」で実行された」とを証明する必要があつた。しかし、最近の判例の中には、たとえ取締役や管理職員によって違法行為が明確に禁じられており、犯罪発生の予防に企業が誠実に努めていたとしても、ひとたび違法行為が行われれば当該行為は職務の範囲内と考えられると判示したものがある。⁽¹¹⁾

第三に、従来の代位責任の要件では、従業者が企業に利益をもたらす意図で違法行為を実行したことを証明する必要があつた。しかし、最近の判例の中には、実際に企業が利益を得ていない場合にも企業を有責と認めるものがある。⁽¹²⁾このため、そうした場合には、企業は実際に利益を得ていないことを根拠とした抗弁は認められないことになる。

二 州レヴェルの企業の刑事責任

他方、現在のアメリカ合衆国では、殺人罪を含むコモン・ロー上の犯罪について、原則として各州に規制権限がある。しかもアメリカ合衆国では、五〇州とコロンビア特別区がそれぞれ独立した司法権をもち、独自の刑法を有している。⁽¹³⁾そこで、州レヴェルでの企業の刑事責任への対応も整理しておく必要がある。ただし、八つの州については制定法および公刊された判例集から企業の刑事责任の問題をどのように取り扱うのかが明らかでないので、これら八つの州を除いた四二州とコロンビア特別区について、企業の刑事责任を判断するために用いられている基準を整理する

と、次の四つに分類することができる。⁽¹⁵⁾

第一に、一四州とコロンビア特別区は、代位責任の法理を採用している。⁽¹⁶⁾これらの州では、代位責任の具体的な要件に若干の相違はあるが、基本的に連邦と同様の法理を採用し、機関や従業者が行つた違法行為の責任をその地位にかかわりなく企業に転嫁する。

第二に、マサチューセッツ州とフロリダ州は、従業者の違法行為と職務上の権限との関連性に着目したテストを採用している。このテストは、代位責任の法理と類似しているが、従業者の違法行為と職務上の権限の関連性を重視する点で異なる。したがつてこれら二つの州では、従業者の地位にかかわりなく違法行為と従業者の職務上の権限に一定の関連性が存在する場合に、その違法行為の責任を企業に転嫁する。

第三に、二五州では一九六二年にアメリカ法律協会によつて提唱された模範刑法典の基準を採用している。⁽¹⁷⁾模範刑法典は、次の四種類の責任を企業に課している。⁽¹⁸⁾①コモン・ロー上の犯罪に対する同一視原理に基づく責任。②メンズ・レアを要件とする犯罪に対する代位責任。③厳格責任の犯罪に対する代位責任。④制定法上の作為義務違反に対する責任。したがつてこれらの州では、①のコモン・ロー上の犯罪に対しては、取締役会や上級管理職員など企業と同一視可能な地位の者が犯罪を実行したときにだけ企業に刑事責任が課される一方で、②と③のコモン・ロー上の犯罪以外の犯罪に対しては、行為者の地位にかかわりなく、その違法行為の責任が企業に転嫁される。ただし、②のメンズ・レアを要件とする犯罪の場合、企業には相当の注意の抗弁が認められている。しかし、模範刑法典の基準を採用した州の大半では企業に刑事責任を積極的に課していくため模範刑法典の規定よりも犯罪成立要件を緩和する傾向

がみられる。たとえば、模範刑法典が定める同一視原理では、法人との同一視が可能な行為者を「取締役会」または「上級管理職員」に限定したが⁽¹⁹⁾、模範刑法典を採用した州の多くは、上級管理職員の定義を拡大し、一定の下位の管理職員についても企業との同一視を認める規定をおいている。⁽²⁰⁾

第四に、ルイジアナ州は、模範刑法典の四つの基準のうち同一視原理だけを採用している。しかも同一視原理において企業と同一視することができる者は、代表取締役や一部の上級管理者に限定されている。このようにルイジアナ州は、企業の刑事責任を課すにあたって、他の州とは異なり厳格な要件を設けている。これはルイジアナ州がフランスの植民地であった歴史をもち、最近まで企業の刑事責任を認めなかつたフランス刑法の影響⁽²¹⁾を強く受けたためと考えられる。

第三節 アメリカ合衆国の企業殺人への刑法上の対応

アメリカ合衆国において、企業に対する殺人罪の適用が争われた最初の判例は一九世紀半ばに現れた。しかし、この判例は例外的な存在であり、企業に対する殺人罪の適用の問題が実際に刑事裁判の中で検討されるようになつたのは、二〇世紀を迎えた後と理解することができる。前述したように、そうした二〇世紀のアメリカ合衆国の判例では、企業に対する殺人罪の適用の可否は、主として次の三つの観点から論じられてきた。⁽²²⁾ ①企業が殺人罪の主体となることができるか（企業の犯罪能力）。②企業が殺人罪のメンズ・レアを形成することができるか（企業のメンズ・レア形成能力）。③企業に殺人罪の法定刑を科すことができるか（企業の受刑能力）。そこで、以下ではこの三点に着目し

ながら、アメリカ合衆国の判例の動向を跡づけていくことにしたい。

一 第一期（一九六〇年代まで）

(1) ボストン・コンコード&モントリオール鉄道社ケース アメリカ合衆国において、企業に対する殺人罪の適用が争われた最初の判例は、一八五五年ニューハンプシャー州のボストン・コンコード&モントリオール鉄道社ケース⁽²³⁾であった。そこではボストン・コンコード&モントリオール鉄道社の従業者の不注意により発生した致死事件（事実の詳細については判例集に未搭載）について同社が「過失行為による死の惹起についての制定法上の犯罪」で起訴された。そして裁判所は、公共の安全に重大な被害を及ぼしうるという企業の潜在的な能力に着目した場合、企業は、使用者としての責任や付隨的な責任によって有罪となるとした。⁽²⁴⁾この判例は、メンズ・レアを成立要件とする犯罪について企業の刑事責任を認めていなかつた当時のアメリカ合衆国の判例の流れからすると特異な存在であり、この問題に関する一九世紀の判例の動向を代表したものと評価することはできない。しかし、この判例のもつ重要な意義として次の二点が指摘されている。⁽²⁵⁾第一に、企業は公共の安全に対して重大な危険をもたらす可能性があり、その危険が現実のものとなつたときには企業自身に重い法的制裁を科すべきという社会的な要求が既に存在し、当時の刑事司法が結果としてその要求に応えたという事實を表している。第二に、殺人罪を含めて、企業に対する刑事責任の法理の発展に鉄道事故に関する判例が果たした重要な役割を例示している。

(2) ヴァン・シェイク・ケース 一〇世紀を迎えた後、最初に企業に対する殺人罪の適用が問題とされたのは、

一九〇四年ニューヨーク州連邦地方裁判所でのヴァン・シェイク・ケース⁽²⁶⁾であった。本件の事実の概要是以下の通りである。ニッカーボッカー蒸気船社が所有する蒸気船ジエネラル・スロカム号がイースト・リバーを運航中に炎上し沈没した。ところが蒸気船には乗客数に見合うだけの救命ボートが装備されていなかったことから九〇〇人以上の乗客が溺死した。このためニッカーボッカー蒸気船社が故殺罪の正犯で、船長のヴァン・シェイクと同社の取締役らが故殺罪の帮助と教唆で起訴された。本件訴訟では、まず企業のメンズ・レア形成能力が争われた。被告人らは、法的な存在である企業が故殺罪のメンズ・レアを形成することはできないので、企業が故殺罪について起訴されることはありえず、したがって取締役がその帮助や教唆で起訴されることもないと主張し、訴答不十分の抗弁を申し立てた。これに対してもニューヨーク州連邦地方裁判所は、本件の犯罪は制定法上の義務に違反した結果として発生したものであり、その成立に人を死に至らしめる悪意や意図は要求されないと述べ、被告人らの抗弁を斥けた。⁽²⁷⁾

また企業の受刑能力に関して連邦地方裁判所は、当時の連邦法には故殺罪の法定刑として罰金刑が規定されていなかつたという点について、これを故殺罪についての起訴から企業を免除する立法者の意思としてではなく、「法の欠缺」として理解すべきとした。⁽²⁸⁾そして、こうした立法者の過失のために企業が故殺罪の正犯になれないという理由で、企業の取締役らが故殺罪の帮助と教唆で起訴されないと結論は、本件に対する社会的評価に反するとして、ニッカーボッカー蒸気船社の取締役らに対して故殺罪の帮助と教唆で有罪を言い渡した。

この判決は、前述のニューヨーク・セントラル&ハドソン・リバー鉄道社ケースの四年前に示されたものであるにもかかわらず、被害の重大性を考慮し、犯罪の成立にメンズ・レアとアクトウス・レウスを要件とする刑法の責任主

義の原則や立法者意思よりも企業処罰に対する社会的な要求を重視したものと理解されている。⁽²⁹⁾しかし前述したように、その後、連邦レヴエルでは殺人罪を取り締まる法律がほぼ廃止され、各州にその権限が移されていった。このため企業への殺人罪の適用の可能性を明確に認めたヴァン・シェイク・ケースは、その後の判例に直接強い影響を与えることはなかった。⁽³⁰⁾

(3) ロチエスターR&L社ケース 州レヴエルで企業に対する故殺罪の適用が問題になった判例としては、一九〇九年ニューヨーク州のロチエスターR&L社ケースがある。⁽³¹⁾本件の事実の概要は以下の通りである。ロチエスターR&L社の従業者が被害者宅に石油ヒーターを設置する際、十分な注意をつくさなかつたために、ヒーターの使用中に排煙が屋内に漏れ出し、これを吸つた被害者を死亡させた。このためロチエスターR&L社が第二級故殺罪で起訴された。これに対してもロチエスターR&L社は企業の犯罪能力を問題とし、犯罪の性質上、企業に故殺罪は実行できないと主張して正式起訴状棄却の申立て (demurrer to indictment) を行った。ニューヨーク州控訴裁判所は、この点について判断し、ニューヨーク・セントラル&ハドソン・リバー鉄道社ケースを引用することによつて「一定の故殺罪の規定は企業に適用することが可能であり、企業は人の生命を侵害するさまざまな不作為および失当な行為について刑法上有責となる可能性がある⁽³²⁾」と説いた。しかし、他方において当時のニューヨーク州刑法一七九条が、故殺罪を「誘致であれ、不作為であれ、他者の行為によつて自然人を死に至らしめること」と定義しており、ここでいう他者とは「他の自然人」を意味するとし、こうした定義のもとでは企業に故殺罪は適用されないと述べ、最終的にロチエスターR&L社の申立てを認めた。⁽³³⁾

また、企業のメンズ・レア形成能力について、ロチエスターR&L社ケースは、企業が犯罪意図を要件とする犯罪について刑法上有責となりえないというロチエスターR&L社の主張を斥けており⁽³⁴⁾、間接的ではあるが、一般論として企業にメンズ・レア形成能力がない」とを根拠に企業に対し故殺罪の適用を否定する」ことを拒んだといえよう。

(4) イリノイ・セントラル鉄道社ケース

一九一三年ケンタッキー州のイリノイ・セントラル鉄道社ケースでは、従業者である列車運転手が列車を無理な速度で走行させたところ、この速度オーバーが原因で別の列車と衝突し、衝突された側の列車の乗客一人を死亡させた。このためイリノイ・セントラル鉄道社が非故意殺罪で起訴された。まず企業の犯罪能力に関するケンタッキー州控訴裁判所は、ケンタッキー州の制定法では犯罪の主体を示す「者 (person)」という用語の定義に企業を含むことを認めた。しかしながら、同州には故殺罪に関する制定法上の規定がないことから故殺罪についてはこれと同様に解する」とはできないとして、コモン・ロー上の故殺罪の定義を引用し、「非故意殺とは、ある自然人を他の自然人が意図せず死に至らしめる」とあり、企業はこの定義には含まれない⁽³⁶⁾と述べた。

また受刑能力についても、非故意殺罪を含めて殺人罪に対する企業には科すことのできない拘禁刑が適用される」とを根拠に、企業は殺人罪など生命および身体に対する犯罪については起訴されないと結論づけ⁽³⁷⁾、イリノイ・セントラル鉄道社に対する公訴を棄却した。しかし他方において、この判例は制定法の規定が変更されれば（故殺罪の主体に企業を含め、罰金刑を法定刑として規定すれば）、企業に故殺罪を適用する」とは可能であると認めた⁽³⁸⁾。

(5) リーハイ・ヴァレイ鉄道社ケース 一九一七年ニュージャージー州のリーハイ・ヴァレイ鉄道社ケースでは、⁽³⁹⁾

企業の犯罪能力と受刑能力の問題が検討された。本件は、リーハイ・ヴァレイ鉄道社が、同社の列車事故による乗客の死亡について非故意殺罪で起訴されたというものであった。これに対してリーハイ・ヴァレイ鉄道社は、企業には非故意殺罪を行うことはできず、刑罰を受けることもできないとして正式起訴状棄却の申立てを行つた。ニュージャージー州最高裁判所は、まず企業の犯罪能力について、犯罪の性質、法定刑、犯罪成立要件が妨げにならなければ、企業自身がそれらの犯罪を実行できるものとして、企業に刑法上の責任を課すべきであると述べた。そして企業に刑事责任を課せない犯罪の具体例として、偽証罪、国家反逆罪、謀殺罪および「成立要件として不道徳な意図または悪意 (malus animas) を必要とする犯罪」をあげた。⁽⁴⁰⁾ したがつて本件の問題は、故殺罪が企業に刑事责任を課せない犯罪に含まれるか否かであった。この点を検討するにあたつてニュージャージー州最高裁判所は、企業を故殺罪の主体として認めなかつたロチェスターR&L社ケースとイリノイ・セントラル鉄道社ケースを参照した。そして、これららの事例において、企業に故殺罪についての犯罪能力が否定された理由は、「ある自然人を他の自然人が意図せざ死に至らしめること」という故殺罪の伝統的な定義にあるとした。そこで、ニュージャージー州最高裁判所は、この伝統的な故殺罪の定義を用いず、「故殺罪は、ある者が死に至らしめられる」とあり、この死は、自らによつても、あるいは他の者 (another person) によつてももたらされうる」という、より柔軟な定義を採用し、殺人罪の主体を「自然人」から「者」という用語に変更する」とによつて、企業を殺人罪の主体とは可能であるとの結論を導いた。⁽⁴¹⁾

また、企業の受刑能力に関しては、企業はその性質上実行不可能な犯罪と罰金刑を法定刑として規定していない犯罪については起訴されないとしたが、故殺罪については、拘禁刑との選択刑として罰金刑を規定しているので故殺罪で起訴することができると判断した。⁽⁴²⁾

ニュージャージー州最高裁判所は、こうした検討の結果、被告人からの公訴棄却の申立てを斥け、本件を事実審理に付した。このように本判決では、それまでの判例よりも踏み込み、故殺罪の定義を変更するなど企業の刑事責任を積極的に認める姿勢を示していることから、企業に対する厳格な対応を求める社会的な要求に即した判例という評価がみられる。⁽⁴³⁾

(6) ピープルズ天然ガス社ケース 一九五四年ペンシルバニア州のピープルズ天然ガス社ケース⁽⁴⁴⁾では、犯罪能力と受刑能力について検討された。本件では、非故意殺罪で起訴されたピープルズ天然ガス社（事実の詳細は判例集に未搭載）が、企業は非故意殺罪の主体となり得ず、またペンシルバニア州刑法では非故意殺罪について拘禁刑と罰金刑が規定されており、罰金刑しか科されない企業は非故意殺罪を適用されないと主張し、公訴棄却を申し立てた。これに対して、ペンシルバニア州控訴裁判所は、まず企業の犯罪能力について、コモン・ロー上の定義では、非故意殺罪は、「ある者を他の者が意図せず死に至らしめること」であるが、ここでいう「他の者」は「他の自然人」のことであり、企業は含まれないと述べ、ピープルズ天然ガス社の主張を認めた。⁽⁴⁵⁾ただし立法的な措置を施すことによって、企業を故殺罪の主体に含める可能性については否定しなかつた。他方、企業の受刑能力については、企業には罰金刑を科すことが可能であるから、この点に関するピープルズ天然ガス社の主張には根拠がないと結論づけた。⁽⁴⁶⁾

(7) パシフィック・パウダー社ケース 一九六一年オレゴン州のパシフィック・パウダー社ケースにおいても、企業の犯罪能力は否定された。本件の事実の概要は次の通りである。パシフィック・パウダー社の従業者が同社所有のトラックをダイナマイトなどを積載したまま木造建築物に近接した公道上に駐車していた。ところが、その木造建築物で火災が発生し、これに対しても十分な注意が払われていなかつたためにトラックに積まれていたダイナマイトが引火・爆発し、通りかかった歩行者が死亡した。このためパシフィック・パウダー社が非故意殺罪で起訴された。これに対してもオレゴン州最高裁判所は、次のように根拠づけて企業に無罪を言い渡した。すなわち、当時のオレゴン州では、制定法において、当該犯罪規定の文言と文脈が別の解釈を要求しない限り、犯罪の主体を示す「者 (person)」という用語には、自然人と同様に企業も含まれると規定されていたが、故殺罪には、拘禁刑が規定されることはから判断すれば、故殺罪の主体である「者」には企業は含まれず、したがつて企業に故殺罪を適用することはできない。⁽⁴⁹⁾また、本件判決では、「人工的な者 (artificial person)」である企業には適用できない死刑と拘禁刑だけが法定刑として規定されているという事実は、立法者がその犯罪について企業を有罪にする意思がないことを表明しているとして、企業の受刑能力についても否定し、パシフィック・パウダー社に対する公訴を棄却した。⁽⁵⁰⁾

二 第二期（一九七〇年代以降）

(1) エバスコ・サービス社ケース これまでの考察でも明らかのように、一九六〇年代までの判例の多くが企業への殺人罪の適用を否定していた。しかし、こうした判例の姿勢は、企業犯罪への社会的関心が次第に高まつていっ

た一九七〇年代半ば以降、変容を遂げた。たとえば一九七四年ニューヨーク州のエバスコ・サービス社ケースでは、企業の犯罪能力が明確に認められた。本件の事実の概要は以下の通りである。エバスコ・サービス社は、イーストリバーの河底で建築工事を行う際に河水をせき止める仮設防水堰の建設を請け負った。しかし、防水堰が崩壊し、せき止めていた河水が流れ込み、河底で基礎工事をしていた作業員一人が死亡した。このためエバスコ・サービス社が、過失致死罪 (negligent homicide) で起訴された。同社は、ニューヨーク州の先例であるロチエスターR&L社ケースを根拠に、「殺人罪について企業を起訴する」とはできないと主張した。これに対して、ニューヨーク州高位裁判所は次のように述べて、被告人の主張を斥けた。すなわち、過失致死罪は、ニューヨーク州刑法一二五・一〇条に「刑法上の過失によって他の者 (another person) を死に至らしめた者は何人でも (any person)、刑法上の過失致死罪を実行したことになる」と規定されている。他方、同法一二五・〇五条は、殺人罪の規定のなかの「者」という文言のうち、客体については、「出生し、生存している自然人」と定義しているが、主体については、こうした定義は存在しない。つまり、過失致死罪の主体については、自然人に限定されていないことは明らかである。また、これらの規定は、ロチエスターR&L社ケース以後に改正されたものであり、ここからは過失致死罪の主体として企業を排除する立法者の意思は読みとれない。したがって、今日では企業は過失致死罪で起訴される。⁽⁵²⁾

エバスコ・サービス社ケースのニューヨーク州高位裁判所判決は、同州の先例であるロチエスターR&L社ケースに反して、殺人罪について企業の刑事責任を肯定した。このため本判決は、企業犯罪への注目が高まり、企業に殺人罪を積極的に適用していくこと以降の判例の動向を暗示していたといえよう。

(2) マクイルウェイン・スクールバス・ライン社ケース エバスコ・サービス社ケースが示した企業に殺人罪の適用を肯定する姿勢は、その後の判例によつてより強固なものにされていく。まず一九七九年ペンシルヴァニア州のマクイルウェイン・スクールバス・ライン社ケース⁽⁵³⁾では、企業の犯罪能力が肯定された。本件の事実の概要は次の通りである。マクイルウェイン・スクールバス・ライン社の従業者が運転する同社所有のバスが、バスから降車後その前を横切ろうとした子どもを撥ねて死亡させた。このためマクイルウェイン・スクールバス・ライン社が、「交通車両による殺人罪 (homicide by a vehicle)」で起訴された。同社は、交通車両による殺人罪を規定する制定法は、交通車両に関する知識をもつ者にだけ適用され、そうした知識を持ち得ない企業には適用されないとして訴答不十分の抗弁を申し立てた。これに対し第一審のペンシルヴァニア州地方裁判所は、この申立てには言及せず、企業を起訴するには証拠が不十分であるとして、公訴を棄却した。しかし、原審である同州控訴裁判所は、第一審の判断は誤りであり、企業は起訴を逃れることはできないとの結論を下した。そして被告人の上告をうけた同州最高裁判所は、交通車両による殺人罪の制定法が規定する「意図せずに、他の者の死を惹起した者」の中には、自然人、会社、パートナーシップ、社団などを含むと述べた。⁽⁵⁴⁾

マクイルウェイン・スクールバス・ライン社ケースは、企業の受刑能力についても肯定的な判断を下した。すなわち、マクイルウェイン・スクールバス・ライン社が、ペンシルヴァニア州刑法は、交通車両による殺人罪の法定刑として、五年以下の拘禁刑を規定しており、したがつて同法の適用を受けるのは拘禁刑を科すことのできる自然人に限られると主張したのに対し、ペンシルバニア最高裁判所は以下の二点を根拠として、マクイルウェイン・スクールバ

ス・ライン社の主張を斥けた。①ペンシルバニア州刑法には、拘禁刑と併せて第一級軽罪に対して一万ドル以下の罰金刑を法定刑として定めている。②同州の判例は、拘禁刑と罰金刑が法定刑として規定されている犯罪について企業が起訴されたときに、裁判所が適切と判断すれば、企業に罰金刑だけを科すことができるとしている。⁽⁵⁵⁾

(3) フォートナーLPガス社ケース 一九八〇年ケンタッキー州のフォートナーLPガス社ケース⁽⁵⁶⁾においても、企業が故殺罪の主体であることが肯定され、企業の刑事責任が認められた。本件の事実の概要是以下の通りである。

フォートナーLPガス社所有のトラックが、道路を横断しようと飛び出した二人の子どもを撥ね、そのうちの一人を死亡させた。このためフォートナーLPガス社が第二級故殺罪で起訴された。原審は、同州の先例である一九一三年のイリノイ・セントラル鉄道社ケースを根拠に、企業は故殺罪の主体とはなれないとして、被告人の訴答不十分の抗弁を認めた。しかし、同州控訴裁判所は、ケンタッキー州ではイリノイ・セントラル鉄道社ケース後に制定法が改正されており、新しい規定において故殺罪の主体を示す語として用いられる「者 (person)」には企業も含まれるので、企業を故殺罪の主体として認めるることは可能であると判断した。⁽⁵⁷⁾

また、本件判決では企業の受刑能力についても言及し、制定法改正後の新しい故殺罪の規定には法定刑として罰金刑が規定されているので、企業を故殺罪で起訴することは可能であると判断した。⁽⁵⁸⁾

(4) グラニット建設社ケース 一九八三年カリリフォルニア州のグラニット建設社ケース⁽⁵⁹⁾では、企業の犯罪能力、メンズ・レア形成能力および受刑能力の三点すべてについて検討されている。本件の事実の概要是次の通りである。グラニット建設社は、発電所の建設を請け負っていたが、建設工事中の事故で七人の作業員が死亡した。このためケ

ラニット建設社が故殺罪で起訴された。同社は以下の二点を根拠に起訴の無効を主張した。第一に、故殺罪について定めたカリフォルニア州刑法一九二条は、犯罪の主体を示すにあたって、企業を含むと解されている「者 (person)」という用語を採用していない。これは同条の犯罪の主体に企業を含まないという趣旨である。第二に、企業は経済活動を行うという性質上、財産犯罪について起訴されることは考えられるが、故殺罪など生命および身体に対する犯罪については起訴されない。これに対してカリフォルニア州上位裁判所は以下の根拠に基づきグラニット建設社の主張を斥けた。すなわち、①現行刑法一九二条が犯罪の主体を示す用語として「者」を用いないとしても、現行州刑法七条は「者 (person)」には自然人と同様に企業も含むと定義する一方で、同法二六条において、児童、心神喪失者および事実の錯誤によりメンズ・レアが欠如する者を除いて、犯罪を実行した者には刑法上の責任があると規定している。したがって、個々の条文に「者」という用語が用いられているか否かで企業の刑事責任を認めるか否かを区別することには意味がない。②同法は、企業に対して適用可能な刑罰である罰金刑を故殺罪に規定している。③従業者の安全管理のための経費削減など、企業は間接的な経済的利益に動機づけられて、生命および身体に対する犯罪を実行することには意図がない。

(60)

また、グラニット建設社ケースは企業のメンズ・レア形成能力についても肯定した。グラニット建設社は、控訴に際して、故殺罪がメンズ・レアを成立要件とする犯罪であり、メンズ・レアを形成する能力のない企業に故殺罪を適用するためには、特別の立法を制定する必要があると主張した。これに対して、カリフォルニア州上位裁判所は、次の二点を根拠に基づきグラニット建設社の主張を斥けた。①企業は、機関を通じて意図を形成し、無謀となり、犯罪

を実行することができる。②こうした企業に刑事責任を課すための法理は、同州の判例においてすでに確立されたものであるから、新たに特別法を制定する必要はない。⁽⁶¹⁾

さらに、受刑能力に関して、グラニット建設社は、カリフォルニア州刑法典一九三条が、故殺罪に対する法定刑として拘禁刑のみを規定していることを根拠に故殺罪について企業の起訴を想定していないと主張した。これに対してもカリフォルニア州控訴裁判所は、一九三条には罰金刑が規定されていないが、同法六七二条が、「拘禁刑を科すことができる犯罪について有罪を言い渡すとき、罰金刑が規定されていなければ、拘禁刑と併せて軽罪については五〇〇ドル以下、重罪については五〇〇〇ドル以下の罰金を科すことができる」と規定しており、企業に科すことが適当な刑罰が規定されているとして、グラニット建設社の主張を斥けた。⁽⁶²⁾

(5) ヴィーガン&サンズ社ケース 一九八八年テキサス州のヴィーガン&サンズ社ケース⁽⁶³⁾では、企業の犯罪能力が検討された。本件の事実の概要是以下の通りである。ヴィーガン&サンズ社の従業者が、同社所有の自動車で衝突事故を起こし、二人を死亡させた。このためヴィーガン&サンズ社が過失致死罪で起訴された。同社は、企業をはじめとした人工的・法的な存在の起訴に関する刑法の規定は、殺人罪の類型には及ばないと主張して、訴答不十分の抗弁を申し立てた。原審のテキサス州控訴裁判所は、企業は一定の制定法上の犯罪については起訴されるが、過失致死罪を含む一定の等級の殺人罪については、意図、認識または無謀というメンズ・レアをもつ者だけが起訴されるとして、こうしたメンズ・レアを形成できない企業は過失致死罪で有罪となり得ないとした。これに対して同州の刑事控訴裁判所は、以下のような根拠をあげて原判決を破棄し、企業を過失致死罪で有罪とした第一審の事実審を支持した。

①一九七四年の刑法典改正前には、テキサス州での企業の刑事責任は限定的にしか認められていなかつたが、現在の刑法典のもとでは、広く企業の刑事責任が認められるようになつた。②テキサス州刑法典の一般的な定義に関する規定において、犯罪の主体を示す「者 (person)」には企業が含まれるとされており、過失致死罪は「者」によつて実行されるのであるから、企業は故殺罪の主体となりうる。⁽⁶⁴⁾

(6) ジェネラル・ダイナミック・ランド・システム社ケース 一九八九年ミシガン州のジェネラル・ダイナミック・ランド・システム社ケースも企業の犯罪能力を肯定した。本件の事実の概要是以下の通りである。大手軍需メーカーであるジェネラル・ダイナミック・ランド・システム社の従業者である被害者は、完成間近の戦車を次の製造工程に送るために自ら戦車を運転し、移動する作業を行つていた。その際、前の工程の戦車内部の清掃に用いられた洗浄剤のフッ化炭化水素を吸い込んだことによつて心臓に不整脈を生じ死亡した。このためジェネラル・ダイナミック・ランド・システム社が故殺罪で起訴された。同社は、ミシガン州には故殺罪の制定法の規定が存在せず、コモン・ロー上の故殺罪の定義では、その主体が自然人に限られているので企業に故殺罪は適用されないと主張した。第一審は、ジェネラル・ダイナミック・ランド・システム社の主張を認め、「企業は故殺罪の正犯として、適當な『者 (person)』ではない」との判断を下した。しかし、ミシガン州控訴裁判所は、刑法典は反対の趣旨が明確でない限り、「者」や「被告人」あるいはそれらと同義語に企業を含むと定義していると述べ、制定法に規定のない故殺罪についても企業は十分に正犯となりうると結論づけた。⁽⁶⁵⁾

(7) フィルム・リカバリー・システム社ケース 一九九〇年イリノイ州のフィルム・リカバリー・システム社

ケース⁽⁶⁷⁾は、企業のメンズ・レア形成能力について詳細な検討を行つた。本件の事実の概要是以下の通りである。使用済みの写真フィルムから銀を採取する業務を行つていたフィルム・リカバリ・システム社の工場で、作業工程（化学反応によるフィルムからの銀の分離）で使用されていたシアノ化合物による中毒のために同社の従業者が死亡した。シアノ化合物は劇薬であり、その使用には十分な配慮が必要とされるにもかかわらず、同社の工場では防護服の使用や工場の換気などの安全対策を十分に実施していなかつた。このため同社の社長ら三人の機関が謀殺罪で起訴され、同時にフィルム・リカヴァリー・システム社と同社の関連会社であるメタリック・マーケット・システム社が故殺罪で起訴された⁽⁶⁸⁾。第一審のイリノイ州巡回裁判所は、被告人らがシアノ化合物の危険性を認識しながら、従業者を危険な状況に放置していたとして三人の機関を謀殺罪で、二社を故殺罪で有罪とした。これに対して被告人らは、カリフォルニア州が採用する同一視原理のもとで同一の結果に対し、企業とその機関に対して相互に排斥しあうメンズ・レアを要件とする故殺罪と謀殺罪を適用したのは相互矛盾の判決であるとして、原審の破棄・差戻しを求めて控訴した。これに対してカリフォルニア州控訴裁判所は、上級管理職員が、成立要件に該る精神状態で犯罪を実行し、その行為が職務の範囲であるときは、常に企業は刑法上有責であると指摘した⁽⁶⁹⁾。他方において、被告人の主張に対しては、企業の刑事責任の判断材料が、謀殺罪で起訴された被告人以外の上級職員には見出せない場合、従業者を死亡させた事実に対して企業に非故意殺罪を適用することと、上級職員に謀殺罪を適用することは矛盾するとして被告人の主張を認め、企業に対する非故意殺罪の成立を否定した⁽⁷⁰⁾。ただし、この判決は企業か機関である自然人かのいずれかにしか刑事責任を課せないという状況下において、機関の過誤がきわめて明確で見過ごすことができないことから、

彼らに刑事责任を課すことを優先したものであり、企業の刑事责任が理論的に否定されたわけではない。⁽⁷¹⁾

- (8) サビネ・コンソル社ケース　一九九一年テキサス州のサビネ・コンソル社ケースでは、企業の犯罪能力が問題となつた。本件の事実の概要は以下の通りである。サビネ・コンソル社は、造堀工事を請け負つていたが、工事中に堀の側壁の崩落事故が起り、堀の中で作業中であった同社の作業員一人が死亡した。その際、サビネ・コンソル社は、支柱を設置するなどの安全配慮に十分注意をつくしていなかつたとして過失致死罪で起訴された。同社は、企業は過失致死罪の主体に含まれておらず、起訴されないと主張した。これに対してテキサス州控訴裁判所は、一九八七年のヴァーガン&サンズ社ケースの刑事控訴裁判所判決を引用し、企業は過失致死罪の主体に含まれており、過失致死罪について企業を起訴することは妥当であると結論づけた。⁽⁷²⁾

- (9) シー・ホース・ランチ社ケース　一九九四年カリフォルニア州のシー・ホース・ランチ社ケースでは、企業のメンズ・レア形成能力が検討された。本件の事実の概要は以下の通りである。シー・ホース・ランチ社の牧場から同社所有の馬八頭が柵を越えて逃げ出した。しかし、同社はこれに対し適切な対策を講じず放置したために、馬が隣接する高速道路に入り、そのうちの一頭が通行中の自動車に衝突し、その自動車の運転手を負傷させ、同乗者を死亡させた。このためシー・ホース・ランチ社が非故意殺罪で起訴された。同社は、馬が逃げ出せるような柵の状態を放置していたからといって、ただちに「刑法上の過誤」を構成し企業が非故意殺罪について有責となるとはいえないと主張した。⁽⁷³⁾これに対してカリフォルニア州最高裁判所は「企業は、自らの機関を介して意図を形成し、無謀に犯罪を実行することができる。非故意殺罪の責任を課すために、取締役や機関の刑法上の過誤を企業に帰属することがで

きる」⁽⁷⁶⁾と述べた。そして過去にも馬が柵の外に逃げたことがあり、柵が腐食し弱っていることを認識しながら放置した同社取締役の過誤をシーエ・ホース・ランチ社に帰属し、同社に対して非故意殺罪の成立を認めた。

第四節 若干の検討

これまで考察してきたことから明らかのように、企業への殺人罪の適用に関するアメリカ合衆国の判例の歴史は一九七〇年代を境として大きく転換する。すなわち一九六〇年代まで（第一期）は、企業に対して殺人罪を適用することに慎重な姿勢が大勢であったのに対し、一九七〇年代半ばから（第二期）これを積極的に肯定するようになったのである。⁽⁷⁷⁾それでは、こうした判例の姿勢の変化は何を意味するのであろうか。その意味を理解するため、以下ではまず判例の姿勢の変化を論点ごとに整理しておきたい（表I参照）。

企業の犯罪能力についてみてみると、この問題が、当初より判例の最も中心的な論点であり続けてきたことが分かる。⁽⁷⁸⁾このうち第一期の判例では、コモン・ロー上の殺人罪の定義が、犯罪の主体を「自然人 (human being)」に限定していたことを根拠に、企業に対する殺人罪の適用を否定するものが多かった。ただし、こうした判例においても、一般論として立法的な手当によつて殺人罪の主体に企業を含むことを規定すれば、企業に殺人罪を適用することは可能との立場を示すものが多かった。したがつて犯罪の性質上、企業は殺人罪を実行することはできないとして殺人罪についての企業の犯罪能力を完全に否定する判例はそれほど多くなかつたということには注目すべきである。その後、第二期になると、殺人罪をはじめとした多くの犯罪の主体として、企業を含むと解されている「者 (person)」とい

表1 企業に対する殺人罪の適用に関するアメリカ合衆国の判例の流れ

判例	年	犯罪能力	メンズ・レア形成能力	受刑能力	刑事責任
B・C & M鉄道社ケース	1855			○	○
ヴァン・シェイク・ケース	1904	●	○	○	●
ロチェスターR & L社ケース	1909	●	○	●	●
イリノイ・C鉄道社ケース	1913	●	○	○	●
リーハイ・ヴァレイ鉄道社ケース	1917	●	○	●	●
ピープルズ天然ガス社ケース	1954	●	○	○	○
パシフィック・パウダー社ケース	1961	●	○	○	○
エバスコ・サービス社ケース	1974	○	○	○	○
マクイルウェイン・S・L社ケース	1979	○	○	○	○
フォートナーL Pガス社ケース	1980	○	○	○	○
グラニット建設社ケース	1983	○	○	○	○
ヴァーガン&サンズ社ケース	1988	○	○	○	○
ジェネラル・D・L・S社ケース	1989	○	○	○	○
フィルム・R・S社ケース	1990	○	○	○	●
サビネ・コンソル社ケース	1991	○	○	○	○
シー・ホース・ランチ社ケース	1994	○	○	○	○

※ ○=肯定 ●=否定

う用語を採用したり、殺人罪の主体に企業が含まれる旨を規定した制定法が導入され、殺人罪について企業の犯罪能力を肯定する判例が大勢を占めるようになつていつた。⁽⁷⁹⁾今日では立法および判例において、企業を殺人罪の主体に含むことが原則化しつつあるといえよう。

次に、企業のメンズ・レア形成能力についてみてみると、この問題が、企業に殺人罪を適用するために最も大きな障害と思われるが、これを争点とする判例が意外に少ないことに気がつく。しかも、この問題を検討した判例は、第一期の段階から、企業が殺人罪のメンズ・レアを形成する能力を認めるか、あるいは企業の場合は、犯罪成立要件としてメンズ・レアの形成能力を不要としてきた。⁽⁸⁰⁾このように企業のメンズ・レア形成能力が判例の上では厳しく対立した争点とならなかつた理由は、次のように説明することができます。

すなわち企業にはメンズ・レアを形成する能力がないと認める」とは、企業がメンズ・レアを成立要件としたすべての犯罪を実行できないことを意味する。しかしアメリカ合衆国では、企業活動の効果的な規制のために、それらの犯罪についても企業そのものに刑事責任を認め、刑罰を科す必要があるという社会的なコンセンサスが存在する。このためアメリカ合衆国の刑法においては、自然人の刑事責任を認定するうえでメンズ・レアの確定が要件とされている。犯罪についても、企業の刑事責任を問う際にはこれを要求せず、自然人の場合との共通性よりも、企業固有の特性に着目し、その特性にあつた責任の帰属要件を採用してきた。具体的にいえば、アメリカ合衆国の連邦レヴエルの判例では、一九〇八年のニューヨーク・セントラル&ハドソン・リバー鉄道社ケース以降、企業の刑事責任を判断する基準として代位責任の法理が採用されてきた。前述したように、州レヴエルでも代位責任とは異なるさまざまな基準が採用されているが、次第に要件が緩和され、実質的に代位責任と大きな隔たりはなくなっている。そして、これらの基準のもとでは、殺人罪を企業に適用するにあたっては、取締役や従業員など自然人行為者のメンズ・レアの確定のみが要件とされていた。したがって、多くの場合、アメリカ合衆国の判例では、企業そのものについてメンズ・レアを形成する能力があるか否かを論じることが必要とは考えられていないのである。⁽⁸¹⁾

最後に、受刑能力の問題をみてみると、第一期の判例で検討されることが多くたことが分かる。これは、当時の殺人罪の規定が、法定刑として罰金刑をおいていなかつたために、この点を根拠として企業に対し殺人罪を適用する」ことが妥当か否かが検討されたことに起因する。このため殺人罪の法定刑として罰金刑が明示されるようになつた第二期には、企業の受刑能力を争点とする判例は減少している。⁽⁸²⁾ただし、受刑能力に関する判例の姿勢は、当初より

ほぼ一貫していることには注意を要する。すなわち、当初より判例は、罰金刑がないことは、企業が本質的に殺人罪を実行できないことを意味するものではないとの姿勢を貫いてきたのである。言い換えれば、法定刑として罰金刑がない段階では、「罰金刑が定められていれば、企業に殺人罪を適用できるが、定められていないので適用できない」としていたのに対して、罰金刑が規定されるようになってからは、「罰金刑が定められているので、企業に殺人罪を適用できる」としているのである。

一九七〇年代半ば以降、企業への殺人罪の適用を認める判例を積み重ねてきた結果、今日では、アメリカ合衆国の判例は、企業に一定の殺人罪を適用することに理論上の問題を抱えていないといえよう。⁽⁸³⁾ このように一九七〇年代半ばから判例の姿勢に変化が現れた要因は、さまざまな視点から説明することができる。⁽⁸⁴⁾ ここでは、とくに重要と思われる次の五点を指摘しておきたい。第一に、一九七〇年代半ばから、アメリカ合衆国において企業犯罪に関する研究が活発化した。⁽⁸⁵⁾ こうした研究の成果は、一九八〇年代を迎える頃から相次いで報告された。そこでは、企業犯罪の重大性が強調され、刑法上も厳格な対応を求める必要性を指摘する見解が急速に増えていった。⁽⁸⁶⁾ 第二に、企業犯罪研究に加えて、消費者運動の拡大やマスメディアによる企業犯罪に関する報道を通じて、企業の不正な活動に対する社会的な関心が高まつた。そして、消費者や一般市民の生命・身体に重大な危険が及ぶ可能性が増加していることが次第に社会全体に認識されるようになつた。このため、こうした危険を生じさせた企業に対して、刑事制裁を含めて厳しい対応を求める声が社会的に高まつていった。わが国でもよく知られている一九七九年インディアナ州のフォード・ピント・ケースは、企業の刑事責任は問われなかつたものの、企業殺人の問題に対する社会の関心を高める契機と

なった象徴的な事例であったといえよう。第三に、企業殺人をはじめとした企業犯罪では、個人に刑事責任を課すことが困難な場合が少くないことが強く認識されるようになった。刑事司法において、人の生命および身体に重大な危険を及ぼす企業活動に対し、刑法上効果的な規制を行う方法としては、企業の取締役などの機関に刑事責任を課す方法も考えられる。しかし、実際には、個人レヴェルでは、企業活動のすべてについて認識することは不可能であり、企業の機関に刑事責任を問うことは難しい場合が少くない。このため企業犯罪への厳格な対応を望む社会的な要請に応えるにあたって、企業自体に刑事責任を課す道が選択された。⁽⁸⁷⁾第四に、各州の刑法典の制定や改正を通じて、制定法の規定上、企業に刑事責任を課すための障害が取り除かれていった。一九六一年に模範刑法典が公表され、企業の刑事責任が幅広い犯罪類型について認められた。このため、その後模範刑法典を基本に刑法典の制定や改正を実施した州では企業に殺人罪を適用することが理論的な障壁にぶつかることなく受け入れられることになった。第五に、企業に適用可能な法定刑の整備がすすんだ。一九八〇年代以降、連邦と州の両方で量刑に関する法制の見直しや量刑ガイドラインの作成がすすめられた。そこでは過剰拘禁の緩和を主目的にさまざまな犯罪について罰金刑が法定化された。他方、被害弁償、プロベイション、社会奉仕命令など罰金刑以外にも企業に対し適用可能な刑事制裁が法定化されるようになり、受刑能力の観点からは企業への殺人罪の適用に障害がなくなった。⁽⁸⁸⁾

アメリカ合衆国では、企業がその後の民事訴訟で不利な状況に立つことを嫌い、不抗争の答弁を行うことや機関など個人の被告人の起訴を取り下げる条件に企業自身について有罪を認める訴訟取引に応じることが少くないといわれる。したがって、判例集などには登載されていないが、本稿で取り上げた以外にも企業に対する殺人罪の適

用の可否が争われた判例は数多く存在する⁽⁸⁹⁾。しかし、その絶対数が限られているという事実は変わらない。それにもかかわらず、企業への殺人罪の適用を認めた判例の増加が意味するところは大きい。これらの判例は、企業活動が社会に広く強大な影響を及ぼしてくる今日、企業は原則としてあらゆる犯罪を実行することができる。そのため、その責任を企業自身に厳しく問う必要があるとするアメリカ合衆国の刑事司法の強い決意を示している。そして、実際に企業に殺人罪を適用するに際しては①企業に対して、自由の活動によるなう個人の生命の侵害についてのリスク・マネージメントを促すとともに、②企業犯罪の重大性を社会に一層喚起し、③企業犯罪に対する刑事司法の厳格な姿勢を要求していくのである。現実に、アメリカ合衆国では、企業によって自由的にコンプライアンス・プログラムが整備されつつあるが、これまでの動きを踏まえに押ささぬためにも刑事司法の企業殺人への厳格な対応は今後も続くものと思われる。

- (1) Lloyd L. Weinreb, *Homicide: Legal Aspects*, in *ENCYCLOPEDIA OF CRIME AND JUSTICE* 855-857 (Sanford H. Kadish ed. 1983); WAYNE R. LAFAVE & AUSTIN W. SCOTT, JR., *CRIMINAL LAW* 605-607 (2d ed. 1986); SUE TITUS REID, *CRIMINAL LAW* 149-152 (3d ed. 1995).
- (2) Lloyd L. Weinreb, *supra* note 1, at 861-862; WAYNE R. LAFAVE & AUSTIN W. SCOTT, JR., *supra* note 1, at 642-648; JOHN M. SCHEB & JOHN M. SCHEB II, *CRIMINAL LAW AND PROCEDURE* 123-126 (2d ed. 1994); SUE TITUS REID, *supra* note 1, at 166-168.
- (3) Lloyd L. Weinreb, *supra* note 1, at 864; JOSHUA DRESSLER, *CASES AND MATERIALS ON CRIMINAL LAW* 194-239 (1994); SUE TITUS REID, *supra* note 1, at 182. なお、模範刑法典の殺人罪規定^{日本語訳文}、藤木英雄・メニカ法律協会模範刑法典（一九六一）刑事基本法改正資料八号（一九六四）九一頁以下参照。
- (4) Lloyd L. Weinreb, *supra* note 1, at 864; JOHN M. SCHEB AND JOHN M. SCHEB II, *supra* note 2, at 129.

(5) ハニーフ・ヒツジーの企業の企業責任の状況調査によるところ、組織「企業犯罪の現状と展望」(1)」回教社法規国77類四印 (一九九四) 1110枚頁にて参照。

(6) New York Central & Hudson River Railroad Co. v. United States, 212 U.S. 481 (1909).

(7) KATHLEEN F. BRICKLEY, CORPORATE CRIMINAL LIABILITY: A TREATISE ON THE CRIMINAL LIABILITY OF CORPORATIONS, THEIR OFFICERS AND AGENTS VOL. 1 89-145 (1992); ANN CRADY, Corporate Criminal Liability 33 AM. CRIM. L. REV. 1053, 1053-1063 (1996).

トマニカ企業の構成によるハニーフの企業の企業責任の状況調査によるところ、組織「企業犯罪の現状と展望」(1)」回教社法規国77類四印 (一九九四) 1110枚頁にて参照。

(8) United States v. American Sievedores, Inc., 310 F. 2d 47, 48 (2d Cir. 1962).

(9) Developments in the Law, Corporate Crime: Regulating Corporate Behavior through Criminal Sanctions, 92 HARV. L. REV. 1227, 1248 (1979); ELIEZER LEDERMAN, Criminal Law, Perpetrator and Corporation: Rethinking a Complex Triangle, 76 J. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 285, 305 (1985).

(10) Inland Freight Lines v. United States, 191 F. 2d 313, 315 (10th Cir. 1951); United States v. Bank of New England, N.A., 821 F. 2d 844 (1st Cir. 1987) *cert. denied*, 484 U.S. 943 (1987).

(11) United States v. Hilton Hotels Co., 467 F. 2d 1000 (9th Cir. 1972), *cert. denied*, 409 U.S. 1125 (1973). ハニーフ・ヒツジー United States v. American Radiator & Standard Sanitary Co., 433 F. 2d 174 (3rd Cir. 1970); United States v. Armour 168 F. 2d 342 (3d Cir. 1948). 参照。

(12) United States v. Carter, 311 F. 2d 934, 942 (6th Cir. 1963), *cert. denied*, 373 U.S. 915 (1963); United States v. Empire Packing Co., 174 F. 2d 16, 20 (7th Cir. 1949), *cert. denied*, 373 U.S. 959 (1949); Old Monastery v. United States, 147 F. 2d 905, 908 (4th Cir. 1945), *cert. denied*, 326 U.S. 734 (1945). ハニーフ Developments in the Law, *supra* note 9, at 1257; Eliezer Lederman, *supra* note 9, at 290.

ハニーフ・ヒツジーの企業の構成によるハニーフの企業の企業責任の状況調査によるところ、組織「企業犯罪の現状と展望」(1)」回教社法規国77類四印 (一九九四) 1110枚頁にて参照。

But Not the Time: Corporate Criminal Liability in Federal Law, 17 AM. J. CRIM. L. 211, 227; Barbara A. Belbot, Corpo-

rate Criminal Liability, in UNDERSTANDING CORPORATE CRIMINALITY 211, 223-225 [Michael B. Blankenship ed. 1993])。判例のなかにも、従業員が^{田口}の利益のために犯行に及んだ場合^{田口}、法人の刑事責任を問わなかつたものがあつて (Standard Oil Co. of Texas v. United States, 307 F. 2d 120 [5th Cir. 1962])。

(13) アメリカ合衆国^{田口}の^{田口}の企業の刑事責任に関する対応^{田口}にては、拙稿・前掲注(5)論文[1]111頁以下参照。

(14) 法人の刑事責任を定めるような基準から判断するかが明らかでない州は、次の八州である。アラバマ、コネティカット、メリーランド、ネバダ、ニューメキシコ、サウスカラolina、バーモントおよびワイオミング。

(15) RICHARD S. GRUNER, CORPORATE CRIME AND SENTENCING 373-423 (1994).

(16) 現在、コロハビア特別区^{田口}のほか、基本的に連邦と同様の代位責任の法理を採用する州は次の二四州である。カリフォルニア、カンザス、ミシガン、ミシissippi、ネブラスカ、ニューハンプシャー、ノースキャロライナ、オクラホマ、ロードアイランド、サウスダコタ、テネシー、カージニア、ウェストヴァージニアおよびウイスコンシン。

(17) 模範刑法典^{田口}が定める企業の刑事責任に関する基準を採用した州は次の二五州である。アラスカ、アリゾナ、アーカンソー、ワイオミング、アイダホ、イリノイ、インディアナ、アイオワ、コロラド、デラウェア、ジョージア、ケンタッキー、メイン、ミネソタ、ミズリー、モンタナ、ニューハンプシャー、ニューヨーク、ノースダコタ、オハイオ、オレゴン、ペンシルバニア、テキサス、ユタおよびワシントン。

(18) THE AMERICAN LAW INSTITUTE, MODEL PENAL CODE AND COMMENTARIES, PART I 329-348 (1985). 模範刑法典の企業（法人）处罚規定^{田口}。○七条の邦訳^{田口}にては、藤木英雄・前掲注(3)書[1]七頁以下、拙稿・前掲注(5)論文[1]111七頁以下参照。

(19) Model Penal Code § 2.07 (1) (c).

(20) たゞベツ^{田口}、上級管理職員の範囲を一定のト位の管理職員^{田口}も拡大した^{田口}のとし^{田口}は、オレゴン州の規定がある。リハビ^{田口}は、「上級管理職員」には、下位の従業者の管理資格の中や監督に関する権限を行使する一定の法人職員またはそれと同等の権限を有する地位にある他の職員を含むと規定^{田口}。Or. Rev. Stat. § 161.170 (2). 同様の規定^{田口}、次の州刑法における^{田口}。Colo. Rev. Stat. § 18-1-606 (2); Del. Code Ann. tit. 11, § 284 (b); Ga. Code Ann. § 16-2-22 (b) (2);

Ill. Comp. Stat. Ann. ch. 720, art. 5, § 5-4 (c) (2). Iowa Code § 703.5 (2); Mo. Rev. Stat. § 562.056.3 (2); Mont. Code Ann. § 45-2-311 (3) (b); N.Y. Penal Law § 20.20 (1) (b); N.D. Cent. Code § 12.1-03-02.1 (a) (2); Wash. Rev. Code Ann. § 9A. 08.030 (1) (c).

(21) たゞ少し、ルイジアナ州に影響を及ぼしたフランスは、一九九一年の新刑法典の制定を機に、企業などの法人の刑事責任を肯定する傾向へた。これで、多くの犯罪行為による企業の刑事責任を認めだめのやせたべ、各則において企業（法人）による刑事责任を課すことを規定した犯罪類型ごとにのみ認めたれぬ。やいだば、機関または代表者が、職務権限の範囲内で犯罪を実行した場合に、企業に刑事责任を課すのが規定されしる。また企業に対して多様な刑事制裁を採用した点も注目される。板倉宏・南部篤「フランス新刑法典における法人处罚」研修五二九号（一九九三）七頁以下、森下忠「法人等の处罚——フランス新刑法典における」判例時報一四六六号（一九九三）三〇頁以下、川本哲郎「フランスにおける法人の刑事责任」任「京都学園法学」一八・一九号（一九九五）一一一頁以下、同「フランスにおける法人の刑事责任」刑法雑誌「五卷」号（一九九六）一頁以下。

(22) Nora A. Uehlein, Corporation's Criminal Liability for Homicide, 45 A.L.R. 4th 1021, 1021-1036. もよ J.A. Connelly, Corporation's Criminal Liability for Homicide, 83 A.L.R. 2d 1117, 1117-1121 ～参照。

(23) Boston, Concord & Montreal Railroad v. State, 32 N.H. 215 (1855).

(24) 32 N.H. at 216.

(25) William J. Maakestad, A Historical Survey of Corporate Homicide in the United States: Could It Be Prosecuted in Illinois?, 69 ILLINOIS BAR J. 772, 774 (1981).

(26) United States v. Van Schaick, 134 F 592 (2d Cir. 1904).

(27) *Id.* at 602.

(28) *Id.*

(29) Glenn A. Clark, Corporate Homicide: A New Assault on Corporate Decision-making, 54 NOTRE DAME LAW. 911, 913

(1979); Nicolette Parisi, Theories of Corporate Criminal Liability (or Corporations Don't Commit Crimes, People Commit Crimes), IN CORPORATIONS AS CRIMINALS 41, 56 (Ellen Hochstetler ed. 1984). 本體の無限大の力による・べきは「企業の刑事責任の理據（あるべき企業が犯罪を行ふのやうな人が犯罪を行ふ）」をも・ボクストラム一編（板倉忠・沼野輝彦・加藤直隆監）・企業・110社の犯罪者（一九九〇） 国立貿易センター。

- (30) William J. Maakestad, Corporate Homicide, 140 N.Y.J. 356, 356 (1990).
- (31) People v. Rochester Railway & Light Co., 195 N.Y. 102, 88 N.E. 22 (1909).
- (32) *Id.* at 107, 88 N.E. at 24.
- (33) *Id.*
- (34) *Id.*
- (35) Commonwealth v. Illinois Cent. R. Co., 152 Ky. 320, 153 S.W. 459 (1913).
- (36) *Id.* at 324, 153 S.W. at 461.
- (37) *Id.*
- (38) *Id.* at 328, 153 S.W. at 463.
- (39) State v. Lehigh Valley R. Co. et al., 90 N.J.L. 372, 103 A. 685 (1917).
- (40) *Id.* at 373, 103 A. at 685.
- (41) *Id.* at 375, 103 A. at 686.
- (42) *Id.*
- (43) Glenn A. Clark, *supra* note 27, at 915-916; William J. Maakestad, *supra* note 23, at 774.
- (44) Commonwealth v. Peoples Natural Gas Co., 102 Pittsb. Leg. J. 348 (1954).
- (45) *Id.* at 350.
- (46) *Id.* at 349.

- (47) *Id.*
- (48) State v. Pacific Powder Co., 360 P. 2d 530, 83 A.L.R. 2d 1111 (1961).
- (49) *Id.* at 532, 83 A.L.R. 2d at 1115.
- (50) *Id.*, 83 A.L.R. 2d at 1116.
- (51) People v. Ebasco Services Inc. et al., 77 Misc. 2d 784, 354 N.Y.S. 2d 807 (1974).
- (52) *Id.* at 786-787, 354 N.Y.S. 2d at 811.
- (53) Commonwealth v. Fortner LP Gas Co., 610 S.W. 2d 941 (1980).
- (54) *Id.* at 942.
- (55) *Id.* at 943.
- (56) Commonwealth v. McIlwain School Bus Lines Inc., 423 A. 2d 413 (1980).
- (57) *Id.* at 425.
- (58) *Id.* at 426.
- (59) Granite Construction Co. v. Superior Court, 149 Cal. App. 3d 465, 197 Cal. Rptr. 3, 45 A.L.R. 4th 1011 (1983).
- (60) *Id.* at 467, 197 Cal. Rptr. at 5, 45 A.L.R. 4th at 1013.
- (61) *Id.* at 468, 197 Cal. Rptr. at 5, 45 A.L.R. 4th at 1014-1015.
- (62) *Id.* at 469-470, 197 Cal. Rptr. at 6, 45 A.L.R. 4th at 1015-1016.
- (63) Vaughan & Sons, Inc. v. State, 737 S.W. 2d 805 (1987).
- (64) *Id.* at 814.
- (65) People v. General Dynamics Land Systems, Inc., 175 Mich. App. 701, 438 N.W. 2d 359 (1989).
- (66) *Id.* at 702, 438 N.W. 2d at 360.
- (67) People v. Steven O'Neil et al., 550 N.E. 2d 1090 (1990). フィラデルフィア・セカンド・バスク社・ケーブルの娘 | 権利

決を紹介した邦語文献として、佐藤雅美「合衆国における企業災害と刑法——フォーム・ラム事件とフィルム・リカバリー事件をめぐって——」犯罪と刑罰五号（一九八八）一一九頁以下。

- (68) 本件では、フィルム・リカヴァリー・システム社とメタリック・マークティング・システム社のほか、マッケイ&サンズ社が故殺罪で起訴され、フィルム・リカヴァリー・システム社の二人の機関のほか、フィルム・リカバリー社の副社長とマッケイ&サンズ社の社長の一人が謀殺罪で起訴されたが、副社長には謀殺罪のメンズ・リアが存在しないとして、訴答不十分の抗弁が認められ、マッケイ&サンズ社とその経営者については、所在地であるコロラド州からの犯人引渡しが認められず、審理が行われなかつた。また、本件の被告人である[社]二人と一四人の従業者に対しては、一四の無謀行為についても有罪が認定された。550 N.E. 2d at 1090.

- (69) 550 N.E. 2d at 1091.
- (70) *Id.* at 1098.
- (71) ハーベル・ニカバリー・システム社・ケースは、第一審判決より、刑事司法が企業の刑事责任について積極的な姿勢を示したものの上級法院でも述べた。R. Gibons, *Illegal Aliens Picked for Cyanide work, bookkeeper testifies*. CHICAGO TRIBUNE, April 24, at 1 (1985). Kathleen F. Brickey, *Death in the Workplace : Corporate Liability for Criminal Homicide*, 2 NOTRE DAME J. L. ETHICS & PUB. POLY 753, 753-790 (1987); Note, *Getting Away with Murder : Federal OSHA Preemption of State Criminal Prosecutions for Industrial Accidents*, 101 HARV. L. REV. 535, 535-554 (1987).
- (72) *Sabine Consolidated Inc. v. State*, 816 S.W. 2d 784 (1991).
- (73) *Id.* at 789.
- (74) *Sea Horse Ranch et al. v. Superior Court*, 24 Cal. App. 4th 446, 30 Cal. Rptr. 2d 681 (1994).
- (75) *Id.* at 454, 30 Cal. Rptr. 2d at 685.
- (76) *Id.* at 457, 30 Cal. Rptr. 2d at 687.
- (77) William J. Maakestad, *supra* note 28, at 356.

(78) Nicolette Parisi, *supra* note 27, at 57. 本讃文の証記とする。[[口述・トマ・ペラ・前掲註(27)讃文大判原証文]]。

(79) Glenn A. Clark, *supra* note 27, at 913-924; Victoria Lynn Swigert & Ronald A. Farrell, Corporate Homicide: Delinquent Processes in the Creation of Deviance, 15 LAW & SOCIETY REV. 161, 165-166 (1980-1981); Douglas S. Anderson, Corporate Homicide: The Stark Realities of Artificial Beings and Legal Fictions, 8 PEPPERDINE L. REV. 367, 404 (1981).

(80) 企業によるメハド・ムトの隸屬が明確に知られるた判例として、[[モーティー・ヤヘル・エクスヘン・コベール鉄道社・ケース以前の一九〇〇年ペナルベリートのバンクスタウリーの・A・R社は市街鉄道を経営したが、同社が雇用する乗務員が乗客を列車から突き落とした、負傷された。このためバンクスタウリーの・A・R社が暴行罪で起訴された。しかし、ペナルベリート一般訴訟裁判所は、次の二点を根拠に被告人の訴答不十分の抗弁を認めた先例はない。②企業自身が従業者の犯罪を認識しておらず、同意しておらない場合に、事例で企業を起訴するのを認めた先例はない。③犯罪は、企業による権限説得行為である、企業や自然人業務主に刑事責任を課すことは慎重であるべきである。Commonwealth v. Punxsutawney S. P. R. Co., 24 Pa. Co. 25, 48 Pittsb. Leg. J. 42 [1900].]。

(81) Douglas S. Anderson, *supra* note 76, at 394-398; Nancy Frank, Unintended Murder and Corporate Risktaking: Defining the Concept of Justifiability, 16 J. CRIM. JUST. 17, 17-24 (1988).

(82) Douglas S. Anderson, *supra* note 76, at 398-399.

(83) Glenn A. Clark, *supra* note 27, at 917; William J. Maakestad, *supra* note 23, at 775. このほか、ムーラ・ホクストラム・ラー・スターロー（板倉宏・南部篤・神例康博・野崎節子証）「アメリカ合衆国における企業犯罪の検査と訴追——生命、健康、安全に関する犯罪とその近時の状況と展望」日本法学会八卷一號（一九九〇）一九二頁以下を参照。

(84) ルード・オーランド Leonard Orland, Reflections on Corporate Crime: Law in Search of Theory and Scholarship, 17 AM. CRIM. L. REV. 501, 501-520 (1980); MARSHALL B. CLINARD & PETER C. YEAGER, ILLEGAL CORPORATE BEHAVIOR (1979); MARSHALL B.

CLINARD & PETER C. YEAGER, CORPORATE CRIME (1980). 審査室。

- (55) Irwin Ross, How Lawless Are Big Companies, 102 FORTUNE 56, 56-72 (1980); Victoria Lynn Swigert and Ronald A. Farrell, *supra* note 76, at 169-177; Jack Katz, The Social Movement against White Collar Crime, in CRIMINOLOGY REVIEW YEAR BOOK VOL. 2, at 161-184 (E. Bittner & S. Messinger eds. 1980). もとより、近年では被虐的である企業犯罪の被害の重大性を明確に示す傾向がある。それが何かを観察するトローヤード (David Shichor, Corporate Deviance and Corporate Victimization: A Review and Some Elaborations, 1 INT'L REV. VICTIMOLOGY, 67, 67-88 (1989); SANDRA WALKLATE, VICTIMOLOGY: THE VICTIM AND THE CRIMINAL JUSTICE PROCESS 81-107 [1989]) は必ずしも開拓した。拙稿「企業犯罪論の現状と展望」(11・JR) 同志社法学四七巻五号 (一九九六) 三七一頁以下参照。

- (56) State v Ford Motor Co., No. 5324 (Indiana Super. Ct., filed Sept. 13, 1978). 本件の事実の概要は以下の通りである。
一九七八年八月一〇日ハハティナ州北部の国道二二二号線にて二人の女性が乗るフォード社の小型乗用車が炎上し、車内の二人が焼死した (うち一人が即死)。これに対し、本件管轄のエルクハート郡の州検察は、ハムバートンには後部からの軽い衝突によりドアノンヒンが炎上する構造上の欠陥があり、フォード社はこの事実を認識しながら、なんらの改善措置も講じなかつたとして、フォード社のみを故意殺罪で訴追した。四日間の審理を二五回にも及ぶ投票の結果、陪審はフォード社に故意殺罪を適用する十分な証明がなされていないとして無罪を答申した。○週にわたつた裁判は企業の刑事責任を問はずに幕を閉じた。しかしながら、同様の事故によつて一人の女性が死亡し、同乗してふた子どもが重傷を負つた事件につき、その遺族がフォード社を相手取り損害賠償請求を行つた一九八一年のグリムハム・ケース (Grimshaw v. Ford Motor Co., 119 Cal. App. 3d 757, Cal. Rptr. 348 [1981]) では、六ヶ月に及ぶ陪審審理の結果、フォード社に対する原告の請求をすべて認めねばならぬとの詰決がなされた。これによると、一五一万六千ドルの損害賠償に加え、一億一十五万ドルの懲罰的損害賠償が認められた。フォード社は控訴したが、控訴審はこれを棄却した。L. STROBEL, RECKLESS HOMICIDE? (1980); Glenn A. Clark, *supra* note 27, at 911; Victoria Lynn Swigert & Ronald A. Farrell, *supra* note 76, at 161-181; William J. Maakestad, *supra* note 23, at 776-779; W. Allen Spurgeon & Terence P. Fagan, Cri-

inal Liability for Life-Endangering Corporate Conduct, 72 J. CRIM. L. & CRIMINOL. 400, 417-419 (1981); Douglas S. Anderson, *supra* note 76, at 372-379; Francis T. Cullen, William J. Maakestad & Gray Cavender, The Ford Pinto Case and Beyond : Corporate Crime, Moral Boundaries, and the Criminal Sanction, in CORPORATIONS AS CRIMINALS 107, 107-130 (Ellen Hochstedler ed. 1984).

(7) ハヤード・ラムゼー・カーベル同様に、企業に対する故意殺罪の適用が問題となつたが、十分な立場がなされなかったため、適用が却てされた事例として、一九八〇年「ペーパーハウス」のローナー・ラムゼー社ケーブ (People v. Warner-Lambert Co., 51 N.Y. 2d 295, 434 N.Y.S. 2d 159, 414 N.E. 2d 660 (1980) cert. denied, 450 U.S. 1031 (1981).) や、Sharon R. Weinfeld, Criminal Liability of Corporate Managers for Deaths of Their Employees : People v. Warner-Lambert Co. 46 ALB. L. REV. 655, 655-685 (1982). また本件に觸及する邦語文献として、ヒルハ・ホクストン・ドーラー・ベターリー (板倉宏・南詔篤・神例康博・野崎節子訳)・前掲(8)論文一九六頁以下参照。

(8) Douglas S. Anderson, *supra* note 76, at 404-409.

(8) 連邦および州レベルの量刑法制の見直しおよび量刑ガイドラインの導入の動向について、鈴木義男「アメリカ連邦刑法の改正と量刑の適正化」判例タイムズ五五四号 (一九八五) 五一頁以下、同「アメリカ合衆国量刑基準のその後」法律のるべき四六卷一一号 (一九九二) 六八頁以下、田中利彦「アメリカの連邦刑事法改正」ジャーリスト八三九号 (一九八五) 八〇頁以下、林幹人「合衆国連邦量刑法の改正」警察研究五七卷一〇号 (一九八六) 一七頁以下、石塚伸一「連邦量刑委員会 (Federal Sentence Commission)」比較法雑誌一九卷四号 (一九八六) 八九頁以下、清水隆雄「連邦刑事犯に対する新量刑指針」ハーリスト九〇二号 (一九八八) 六九頁、篠塚一彦「合衆国連邦量刑ガイドライン」上智法学論集三一卷二号 (一九八九) 一一一頁以下、菊田幸一「量刑ガイドラインとその後の状況」法律時報六三卷八号 (一九九一) 四八頁以下、鈴木義男・岡上雅美「アメリカ合衆国量刑委員会制度とその合憲性」ハーリスト九八六号 (一九九一) 六四頁以下、拙稿・前掲注(2)論文一九八頁以下参照。

(8) 本稿において取り上げなかつた企業殺人に関する判例に言及するものとして、ヒルハ・ホクストン・ドーラー・ベターリー

(板倉宏・南部篤・神例康博・野崎節子訳)・前掲(80)論文一九六頁以下参照。

第二章 イギリスの企業殺人と企業の刑事責任

第一節 序 論

アメリカ合衆国では、一九八〇年代前半には企業に対する殺人罪の適用についての主要な論点に一応の決着をみており、その後は企業への殺人罪の適用を肯定する事例判例を積み重ねていると評価できよう。これに対して、イギリスでは一九八〇年代後半から、企業殺人に関する事例が社会的に高い関心を集めようになり、刑法上の対応が活発に論じられつつある。こうした最近の動きはアメリカ合衆国の場合と観点が異なっており注目に値する。

現在のイギリス刑法では、殺人罪として、①謀殺罪 (murder)、②故殺罪 (manslaughter) および③特別類型の殺人罪が定められている。このうち謀殺罪は、アメリカ合衆国と同様、法定刑として拘禁刑だけを定めているため企業に対しても適用することはできないものと解されている。⁽¹⁾また、特別類型の殺人罪とは、具体的には母親による嬰児の殺害、自動車の危険な運転による他人の死の惹起、飲酒・薬物使用を原因とした不注意な自動車の運転による他人の死の惹起など一定の身分を有する者のみが実行可能な犯罪を指すため、企業には実行不可能と考えられている。⁽²⁾したがってイギリスにおける企業殺人への刑法上の対応に関する議論は、主に故殺罪をめぐって展開してきた。⁽³⁾

そこで以下では、まず企業殺人への刑法上の対応を論じる前提として、イギリスにおける企業の刑事責任の問題へ

の対応を判例を中心に整理し、あわせて最近注目されている新しい判例の動向を概観したい。次に、そうした判例の動向をふまえだうえで、イギリスにおける企業殺人への刑法上の対応を企業への故殺罪の適用を中心に考察する」としたい。

第二節 イギリスにおける企業の刑事責任

一 史的展開と従来の対応

(1) 史的展開 イギリスでは、一九世紀半ばまで企業の刑事責任は原則として認められていなかつた。しかし、企業活動の社会的な影響が拡大するにつれ、企業に刑事責任を課す必要性が高まり、判例は一定の犯罪類型についてこれを認めるようになつた。その後、企業の刑事責任が認められる範囲は次第に拡大し、今日ではきわめて広範な犯罪類型に対しても企業の刑事責任が肯定されるようになつた。

こうしたイギリスでの企業の刑事責任の発展経緯は次の二つの段階に分けて理解することができる。⁽⁴⁾ ①不作為犯から作為犯への適用範囲の拡大（一九世紀中頃）。企業の刑事責任は一九世紀半ばまで公共福祉犯のうち不作為によつて「公的ニューサンス (public nuisance)」を生じさせた場合に限つて認められていた⁽⁵⁾が、一八四六年のグレート・ノース・オブ・イングランド鉄道社ケース以後は、作為である「失当な行為 (misfeasance)」によって公的ニューサンスを生じさせた場合にも企業に刑事責任が課されるようになつた。②厳格責任からメンズ・リアへの主觀的犯罪成立要件の考慮（二〇世紀初頭）。企業の刑事責任は二〇世紀初頭までメンズ・リアを成立要件としない犯罪に限つて

認められていたが、一九一七年のマウセル・ブラザーズ社ケース⁽⁷⁾以降、行政犯である準犯罪（quasi-crime）については、代位責任の法理を適用し、行為者のメンズ・レアが認められれば、企業そのもののメンズ・レアは問題にすることなく、企業に刑事責任を帰すことができるものとされた。③代位責任から行為責任への責任の性質の変更（二〇世紀中頃）。企業の刑事責任は、二〇世紀半ばまでメンズ・レアを成立要件とする犯罪に関しては、準犯罪に限り代位責任の法理によって従業者の責任を企業に転嫁する」とが認められるにすぎなかつたが、一九四四年のケント&サセックス・コントラクターズ社ケース⁽⁸⁾を含む三つの判例以降、メンズ・レアを成立要件とする犯罪全般について、一定の例外をのぞき、企業と同一視できる高い地位にある自然人行為者のメンズ・レアとアクトウス・レウスを企業のメンズ・レアとアクトウス・レウスと同一視することによって企業そのものの行為責任を問題とすることが可能とされた。こうした同一視原理を適用することによって企業の行為責任を認める姿勢は一九七一年のテスコ・スーパー・マーケット社ケース⁽⁹⁾の貴族院判決において支持され、判例上確実なものとなつた。

(2) 従来の対応 したがつて従来のイギリスでは、企業の刑事責任の有無を判断するにあたつて次の二つの基準を使い分けて実際の問題に対応してきた。⁽¹²⁾①公共福祉犯または準犯罪と呼ばれる犯罪類型に対しては行為者のメンズ・レアを成立要件としない厳格責任の犯罪およびメンズ・レアを成立要件とする犯罪の双方について、代位責任の法理を適用し、取締役や上級管理者から末端の従業者まですべての者の違法行為について企業に転嫁責任を課す。②自然犯を中心としたその他のメンズ・レアを成立要件とする犯罪については同一視原理を採用し、上級管理職員の犯罪行為を企業の犯罪行為と同一視することによって企業に行行為責任を課す。このように積極的に企業の刑事責任を問

うイギリスの対応からは、企業活動を効果的に規制するために刑事制裁を効果的に利用する機能主義的な姿勢が見て取れる。⁽¹³⁾

これらの基準は、刑法典の編纂を目指し、刑法上のさまざまな問題の解決に取り組んでいる法律委員会の調査報告書 (Working Paper) 四四号『企業の刑事責任』(一九七二年)、法律委員会報告書一四三号『刑法の法典化』(一九八五年)、同一七七号『イギリスの刑法典』(一九八九年)においても、大枠として支持されてきた。⁽¹⁴⁾

ただし、こうした判例の姿勢には批判がある。すなわち、厳格責任や代位責任の法理に対しても、刑事責任を課すためには、行為者にメンズ・レアとアクトウス・レウスを要求すべきとする責任主義の原則に反するとの主張がなされる一方で、同一視原理に対しては、一定の上級管理者のメンズ・レアとアクトウス・レウスだけを企業の行為責任の要件としたのでは、企業の刑事責任を過度に限定することになる、あるいは大企業の複雑な組織構造において、同一視すべき自然人行為者を特定することは困難であるといった批判が有力に主張されている。とりわけ近年の企業の大規模化、企業活動の拡大を背景に後者の同一視原理に対する批判は幅広い支持を受け、より積極的に企業に刑事責任を課していくために判例は徐々に変容を遂げている。

二 一九九〇年代の新しい動向

従来の判例に対する批判を背景にして、企業の刑事責任に関する判例の姿勢は最近変化しつつある。この判例の変化として二つの流れを指摘することができる。一つが代位責任の法理を適用する犯罪類型の拡大であり、他は同一視

原理のもとで企業と同一視される自然人の範囲の拡大である。⁽¹⁶⁾

(1) 代位責任の法理を適用する犯罪類型の拡大　このうち代位責任の法理を適用する犯罪類型の拡大は、一九九三年のテスコ・ストアーズ社ケースにおいて明らかにされた。本件の事実の概要は次の通りである。一九八四年録画ビデオ法 (Video Recording Act 1984) ①一条(1)項は、販売に年齢制限のある録画ビデオテープについて、購入者が許可年齢に達していないことを認識している場合には販売を禁じているが、テスコ・ストアーズのロンドン市内の支店において、一八歳未満の者への販売の禁じられているビデオテープが一四歳の少年に販売された。このためテスコ・ストアーズ社が起訴された。ただし、同法は②一条(2)項(b)において、①購入者が許可年齢に達していないことを認識していなかつたか、あるいは②購入者が許可年齢に達していると信じる合理的な理由がなかつたことを抗弁として認めていた。そこでテスコ・ストアーズ社は、同一視原理を前提にした場合、実際にビデオを販売したレジ係は、購入者が一八歳未満であることを認識するだけの合理的な理由をもつていたが、同社と同一視できる地位になく、逆に同一視することが可能な管理職員は、購入者の年齢を認識することはできなかつたとして無罪を主張した。これに対しても高等法院女王座部のストウトン裁判官は、「大企業の管理職にある者が、実際に録画ビデオテープの購入者の年齢に関して認識や情報をもつていると想定することは現実的ではなく、同法②一条(2)項(b)の適切な解釈としては、企業とその管理下で実際にビデオ・テープを販売していた従業者の区別はできない」と述べ⁽¹⁸⁾、テスコ・ストアーズ社の主張を斥け、同社に有罪を言い渡した。

本判決は、録画ビデオ法①一条(1)項の罪の成立に上級管理職員の認識を必要としたのでは、同条の意義が失われる

ため、こうした事態を回避するため同一視原理を採用せず、代位責任の法理を採用し、テスコ・ストアーズ社に刑事责任を認めたものと理解されている。⁽¹⁹⁾ 本件の判断は、同一視原理を貴族院が採用した一九七一年のテスコ・スーパー・マーケット社ケースと同様に商品の販売に関連した規制法規違反の事案であるのに、代位責任の法理を適用したことになる。しかし、そもそも同一視原理が採用されるに至った最大の要因は、代位責任の法理の使用を制限することにあつたと思われる。それにもかかわらず、本件では、代位責任の法理の適用範囲を拡大する方向が示されたのである。

このため企業に刑事责任を課す必要性が高まっていることから、判例は、これまで同一視原理を適用していた犯罪類型についても代位責任の法理を適用し始めているとの指摘が見られる。⁽²⁰⁾

代位責任の法理を適用する犯罪類型を拡大する傾向は、この他のケースにも見受けられる。たとえばブリティッシュ・ステイール社ケースでは、同社が一九七四年労働安全衛生法三条が定める安全確保義務に違反したとして起訴された。⁽²¹⁾ 同法三条は、業務主に対して合理的に見て実行可能な範囲で、自己または他人の健康または安全を危険にさらさない態様で事業を行う義務を課している。ブリティッシュ・ステイール社は、実際の現場ではたらく従業者が合理的な態様で事業を行っていなかつたとしても、彼らを同社と同一視することはできず、同一視することが可能な上級レベルの管理職員は、安全の確保のため合理的な態様で事業を行っていたと主張した。これに対して控訴院は、同社の抗弁を認めず、代位責任の法理を採用し、企業に有罪を言い渡した。⁽²²⁾

また、アルフレッド・マックアルパイン・ホーム・イースト社ケースでは、アルフレッド・マックアルパイン・ホーム・イースト社の現場責任者と作業員の一人が、一九九一年水源法八五条(1)項に違反して、河川にセメントを流

出させたとして同社が起訴された。原審では、現場責任者と作業員には過誤がない」とから、同一視原理によれば企業自体にも責任はないとして無罪が言い渡された。これに対して、上告審である合議法廷は、公害法の立法目的に照らせば、同法を有効に運用する唯一の方法は、代位責任を採用する」とあると述べ⁽²⁵⁾、アルフレッド・マックアルパイン・ホーム・イースト社に有罪を言い渡した。

(2) 企業と同一視される自然人の範囲の拡大　同一視原理のもとで企業と同一視される自然人の範囲の拡大は、一九九五年のメリディアン・グローバル信託管理アジア社ケースにみられる。⁽²⁶⁾ 本件の事実の概要は次の通りである。香港の大手投資会社であるメリディアン・グローバル信託管理アジア社で投資部門を担当する二人の職員が、自らの権限を不正に用いてニュージーランドのユーロ・ナショナル社の経営権獲得のため、同社の株を大量に購入した。しかし、一九八八年ニュージーランド証券取引法修正法二〇条(3)項および(4)項は、自らが株式を公開している会社の株主であることを認識している者および認識すべき立場にある者に対して、当該会社と証券取引所への報告を義務づけていたため、これを怠つたとしてメリディアン・グローバル信託管理アジア社が起訴された。本件では、投資部門の担当職員二人の認識が、企業と同一視可能な上級管理職員のメンズ・レアとしてメリディアン・グローバル信託管理アジア社に帰属できるかが争点となつた。原審であるニュージーランド上訴裁判所は、「一人の認識をメリディアン・グローバル信託管理アジア社に帰属し、同社に有罪を言い渡した。これに対して、メリディアン・グローバル信託管理アジア社は、証券取引法修正法に違反した両名は、同社と同一視するだけの地位になく、また当該違反行為は権限を不当に利用したものであり、企業を「管理する精神および意思（directing mind and will）」も両名にはないとして

枢密院に上告した。

この点について、枢密院法律委員会のホフマン裁判官は、投資担当役員の認識をメリディアン・グローバル信託管理アジア社に帰属する「ことが可能か否かは、自然人行為者の企業内での形式的な地位や企業を「管理する精神および意思」の有無によって判断するのではなく、文言、趣旨および政策を考慮した当該法規の解釈から導かれる」とし、本件の場合は、企業活動について権限を有する者の認識が企業の認識であると述べ、メリディアン・グローバル信託管理アジア社を有罪としたニュージーランド上訴裁判所の判決を支持し、同社の上告を棄却した。

本判決は、これまで同一視原理のもとで管理職員の主觀面を企業に帰属する際に、これを限定するために用いられてきた企業内での形式的な地位や「管理する意思」があつたか否かという点を検討する従来の基準⁽²⁷⁾を採用せず、当該規制法規の文言や目的を考慮し、実質的な観点から帰属の可否を検討したことによる意義がある。新しい観点から検討すれば、同一視原理においても従来より自然人行為者の主觀を企業に帰属する可能性が拡大することが予想されることから、本判決も、企業に対する企業の刑事責任を課す必要性が高まっていることを考慮した判例の新しい動きとして評価されている。⁽²⁸⁾

第二節 イギリスの企業殺人への刑法上の対応

イギリスの判例は、一九世紀半ばから企業の刑事責任を肯定し、その範囲を次第に拡大してきた。こうした判例の中には、企業に対して殺人罪の適用を検討したものもある。企業殺人に関するイギリスの判例の動向は、次の三期に

分けて把握することができる。①殺人罪について企業の刑事責任が否定されていた第一期（一九四四年まで）。②同一視原理を採用することによって、理論上殺人罪（故殺罪）について企業の刑事責任を肯定した第二期（一九四四年から一九八〇年代前半まで）。③従来に比べて、企業に対し殺人罪を積極的に適用する方向に傾きつつある第三期（一九八〇年代後半以降）。以下では、まず企業殺人に関するイギリスの判例の動向をこの三期に分けて整理したい。

一 第一期（一九四四年まで）

(1) 企業殺人前史 一九世紀半ばまでのイギリスでは、殺人罪は自然人によつてのみ実行可能であると考えられていていた。⁽²⁹⁾ その根拠としては、主として次の三点をあげることができる。①殺人罪などの正式起訴を要する犯罪について審理する巡回裁判所や四季裁判所では、被告人自身の出廷が必要とされていた。②当時の判例は、企業が実行不可能な犯罪として重罪をあげており、殺人罪はそこに含まれていた。③当時のイギリスでは人の生命の侵害を惹起した無生物（inanimate）や動物は起訴されない一方で、贖罪のための没収に関する法にもとづき神への捧げ物として用いられるため、王による没収の対象とされていてことから、殺人罪の主体を自然人に限定する必要があつた。⁽³⁰⁾ これらの根拠のうち、①と②は企業の刑事責任の問題一般にあてはまる事情であつたのに対し、③は企業に対する殺人罪の適用の問題に固有の事情であつたといえる。

しかし、こうした事情は一九世紀半ばから徐々に変化していった。まず一八四六年には、贖罪のための没収に関する法律が廃止される一方で、一九二五年には刑事裁判法三三条によって巡回裁判所や四季裁判所への法定代理人の出

廷が認められ、前記①と③の問題が解消された。ただし、この時点でも判例においては、「企業には、その本質上、殺人罪を実行することはできない」という主張が堅持されていた。⁽³¹⁾

(2) コリー・ブラザーズ社ケース そうした判例の姿勢を明確に示したのが、イギリスにおいて、はじめて企業が故殺罪で起訴された一九二七年のコリー・ブラザーズ社ケース⁽³²⁾であった。本件の事実の概要是次の通りである。自社の雇用する労働者が炭坑ストライキを実施したのに対し、被告人であるコリー・ブラザーズ社の取締役会は、ストライキ期間中の石炭貯蔵庫の盜難防止のため、発電所の周囲に鉄条網の柵を設置し、そこに電流を流した。その後、事情を知らない臨時坑夫が鉄条網に触れたために感電死した。これに対して、鉄条網を設置した三人の技術者とともに、コリー・ブラザーズ社自身が故殺罪と一八六一年身体に対する犯罪に関する法律三一条の「人に対して狩猟用の罠を使用した罪」で起訴された。しかし、巡回裁判所のフィンレイ裁判官は、先例に従えば、「重罪や人の生命および身体の侵害をともなう軽罪について、企業の起訴があり得ない」とは明白である」と述べ、故殺罪に対する企業の起訴を否定した。

本判決は、現実には企業の機関である取締役会が鉄条網を設置し電流を流すことを決定したにもかかわらず、その指示に従った従業者だけが起訴される結果となつたことから、強い批判を受けることとなつた。⁽³⁴⁾ すなわち、取締役会の決定は個々の取締役の意思を超えて企業自身としてなされたものであるから、企業自身の決定として捉えるべきであり、企業に対して刑事責任が課されるべきと指摘されたのである。⁽³⁵⁾ こうした批判は単に企業への故殺罪の問題にとどまらず、一九四四年に判例が同一視原理を採用するにあたって、強い影響を与えたとされる。⁽³⁶⁾

二 第二期（一九四四年から一九八〇年代前半まで）

イギリスでは、前述した一九四四年の三つの判例において同一視原理が採用された。これによつてメンズ・レアを成立要件とする犯罪についても、企業に刑事責任を課すことが可能となつた。その中には当然故殺罪も含まれるものと考えられた。たとえば一九四四年に同一視原理を採用した判例の一つであるI.C.Rホールディング社ケースにおいて、スタブル裁判官は、「今日、コリー・ブラザーズ社ケースと同様の事案が法廷に持ち込まれれば、当然のこととして結果は違つたものとなつてくるであろう」⁽³⁷⁾と述べている。こうして理論的には企業に対し故殺罪が適用され、刑事責任を課されることがあり得るとの理解が一般的となつた。

こうした変化はイギリスにおいて企業への故殺罪の適用が問題となつた二つの判例である一九六五年のノーザン・スター・ミニング建設社ケース⁽³⁸⁾においてより明確になつた。本件の事実の概要は次の通りである。本件の被告人であるノーザン・スター・ミニング建設社は老朽化した鉄橋の解体工事を請け負つていたが、解体作業中に鉄橋が崩壊し、指示に従つて作業をすすめていた溶接技師が河川に投げ出されて溺死した。これに対してノーザン・スター・ミニング建設社が故殺罪で起訴された。本件では、最終的にノーザン・スター・ミニング建設社は無罪となつた。しかし、法廷弁護士も裁判官も起訴が可能であることに何ら疑念をもつておらず、被告人の弁護人も、企業を故殺罪で起訴することができるという前提で弁護を行つたとされる⁽³⁹⁾。このように一九四四年以降の判例は、理論的には企業に對して故殺罪を適用し、その刑事責任を課すことは可能であるという姿勢をとるようになつたのである。

しかし、実際に企業に対する故殺罪の適用が裁判において争われることはノーザン・スター・ミニング建設社ケー

ス以後一〇年以上なかつた。」のようにノーザン・スター・ミーニング建設社ケース以後、企業殺人への対応に目立つた動きがなかつた理由として、次の二点を指摘することができる。第一に、企業に故殺罪を課す社会的な要求が強くなかった。第二に、企業に故殺罪の刑事責任を課すことが理論的には可能であつても、実際に適用するにはなお躊躇を感じる実務関係者が多かつた。⁽⁴⁰⁾

三 第三期（一九八〇年代後半以降）

(1) 変動期到来の背景 このように、一九八〇年代半ばまでのイギリスでは、企業に対する故殺罪の適用は理論上の問題にすぎず、実際に適用された例はなかつた。そのためこの問題に対する社会的な関心も低かつた。しかし、一九八〇年代後半に、こうした状況が一変し、企業に対する故殺罪の適用が注目を集めようになつた。こうした状況の変化の背景は次の二点から説明することが可能である。

第一に、一九八〇年代後半に大規模企業災害が相次ぎ、多くの人命が失われたことから、こうした事案に対する企業の刑事責任について社会的な関心が一気に高まることとなつた。たとえば一九八七年ロンドンの地下鉄キングス・クロス駅の火災事故では三一人が死亡、一九八八年のパイパー・アルファ油井掘削基地爆破事故とクリッパムのブリティッシュ鉄道列車脱線事故では、それぞれ一六七人と三五人が死亡、さらに一九八九年チームズ河でのレジャーボートと浚渫船の衝突事故ではレジャーボートの乗客五人が死亡した。事故後の公的機関などの調査によつて、これらの災害は回避不可能な天災ではなく、管理責任者の過誤や安全管理システムの欠陥などが重なつて発生したもの

であることが指摘された。しかし、キングス・クロス駅の火災事故では刑事訴追は一切行われなかつた。またパイパー・アルファ油井掘削基地爆破事故でも企業の刑事責任は問われず、クリッパムの列車衝突事故では企業には安全配慮義務違反について有罪判決が下されるに止まつた。さらにレジャーボートの衝突事故でも公訴局長官の命令によつて企業に対する起訴は中止された。⁽⁴¹⁾ こうした一連の対応を背景に、イギリスでは大規模企業災害について企業の刑事责任を問題とすべきという社会的な要求が急速に強まつていつたのである。

第一に、労働災害の深刻な実態が明らかになつてき⁽⁴²⁾た。たとえば、イギリス安全衛生委員会（Health and Safety Commission）の年次報告書によれば、イギリスでは一九八三年からの一〇年間で五七七四人が就労中に死亡⁽⁴³⁾し、一九九二／一九九三年度には一年間に三七九人が死亡⁽⁴⁴⁾している。また、同年に職場で重大な傷害を負つた者は、二万八九二四人であつた。⁽⁴⁵⁾ さらに、さまざまな職業上の疾病が原因で死亡する者は、イギリス国内だけでも毎年約一万人に達しているとの試算もある。⁽⁴⁶⁾ これらの数値は、一般的な予測をはるかに上回るものであり、その大部分が企業の適切な安全衛生の管理の実施によって回避可能であつたことが安全衛生委員会の報告書において指摘された。⁽⁴⁷⁾ しかも、このうち一九七四年労働安全衛生法違反の犯罪として安全衛生執行局によつて起訴されたのは四割にも満たず、また起訴されたものの大半は略式起訴手続が用いられ、低額の罰金刑によつて処理されてきた。⁽⁴⁸⁾ こうした従来の対応には、企業に対する厳格な制裁を求める社会的な要請との間に大きな隔たりがある」とから、労働災害の原因となつた企業の管理の懈怠を单なる一九七四年労働安全衛生法上の義務違反と捉え、安全衛生執行局によつて取り締まるのでは不十分であり、殺人罪という重い犯罪として検察官が取り締まり、その責任を企業に課す必要があるとの主張が高まつ

といった。⁴⁷⁾

(2) P&Oヨーロピアン・フェリー社ケース　こうした状況の中で、企業殺人へのイギリス刑事法の対応を見直す転機となる象徴的な事件が発生した。P&Oヨーロピアン・フェリー社ケース⁽⁴⁸⁾である。本件の事実の概要は以下の通りである。P&Oヨーロピアン・フェリー社（事件当時は、タウンゼント・カーフェリー社）所有のフェリー、「ラルド・オブ・エンタープライズ号」が、ベルギーのゼーブリュッケ（Zeebrugge）港を船首側の車両乗降口を開けたままで出航したために、港外で浸水・沈没し、乗員・乗客をあわせて一九二人の生命が奪われた。その際、車両乗降口の開閉を任務とする副甲板長はキャビンで就寝中であり、またブリッジの船長からドアの開閉を確認する方法もなかったことから、同社の安全管理体制が問題とされた。このため船員や同社の取締役らとともに、P&Oヨーロピアン・フェリー社自身に対しても故殺罪の適用が問題となつた。

本件の調査にあたつた検屍官は、「本件は自然人に対する故殺罪を論じる事例ではないし、企業は故殺罪について起訴することができない」と結論づけたが、検屍陪審は、死因審問においてこの結論を無視し、本件が不法な死の惹起（unlawful death）の事例であるとの評決に達した。このため遺族らによって検屍官の決定に対する不服申立てがなされたが、裁判所は、企業も故殺罪について有罪となるが、本件では同一視可能な上級管理者に故殺罪のメンズ・レアが認められないとして検屍官の決定を支持し、遺族らの申立てを斥けた。

しかし、こうした一連の訴訟経過についての社会的な関心が高いことから、検察庁は事態を重視し、七人の関係者（「のうち少なくとも一名が企業と同一視可能な管理であるとされる」⁽⁴⁹⁾とともに、P&Oヨーロピアン・フェリー

社自身を故殺罪で起訴した。事実審においてターナー裁判官は、イギリス刑法は法人に対しても故殺罪を適用する旨を明確に説示したが⁽⁵⁰⁾、最終的には企業と同一視可能な者の中には、フェリーの出航に際して「明確かつ重大な危険」の認識可能性という故殺罪のメンズ・レアを充足している者はいなかつたとして、五人の取締役や船員らに対しても手続の中止と無罪を言い渡した。検察庁は、残る二人の船員（副甲板長と船荷管理担当の航海士）についても起訴する公共の利益がないとして、最終的にすべての起訴を取り下げた。この結果、企業に対する故殺罪の刑事責任は問われないまま本件は終結することとなつた。

P&Oヨーロピアン・フェリー社・ケースは、公的機関の事故調査において企業の安全管理システムの問題点が明らかにされたにもかかわらず、最終的には故殺罪の刑事責任を誰にも課せなかつたことから、現行の判例の限界を示すものとして厳しい評価を受けることとなつた。すなわち企業の規模が大きくなるにつれて上級職員が企業活動にともなう生命の危険を認識することは困難になる。これは現実に大規模な人身事故を発生させている大企業に対して、刑事責任を問うことが不可能なことを意味する。そこでP&Oヨーロピアン・フェリー社ケースでは、企業と同一視可能な複数の上級管理者の過誤を集めることで企業のメンズ・レアを認定する「集合体の原理（principle of aggregation）」が検察によって主張されたが、判例はこれを明確に否定した⁽⁵¹⁾。このため今日のイギリスでは集合体原理の採用を支持する見解が主張される一方で、同一視原理そのものの克服を目指す動きが顕在化している⁽⁵²⁾。

(3) カイト&OLL社ケース

こうした企業の刑事責任をめぐる動きは一九九四年のカイト&OLL社ケース判決によってさらに加速した。この判決はイギリスでは初めて企業を故殺罪で有罪としたものである。本件の事実の概

要は次の通りである。被告人であるO.L.L社が経営する野外レジャー施設でカヌーの転覆事故によって四名の学生が死亡した。これに対してワインチェスター刑事裁判所は、業務執行取締役 (managing director) とともにO.L.L社についても故殺罪で有罪として罰金六万ポンドを言い渡した。本件は判例集に未登載であるため判決の詳細は不明である。しかし、企業に対する故殺罪の刑事責任が認められた要因としては、次の三点が指摘されている。①O.L.L社が小規模であつたために上級管理者との同一視が認定しやすかつた。②レジャー施設の元インストラクターが同社の業務執行取締役に対して事故の発生前に安全管理の不備を手紙で警告しており、業務執行取締役がレジャー施設の危険性を認識していたことが明らかであった。③事件発生当時は同社を含んだレジャー産業の企業は安全衛生調査官の管轄ではなかつたため、捜査が検察官によって行われた。⁽⁵⁵⁾

カイト&OLL社ケースは、故殺罪について企業に刑事責任を課すことができるという判例の姿勢を確実なものとした点で重要な意義がある。しかし、この判例のもつ意義はそれだけにとどまらない。すなわちP&O・ヨーロピアン・フェリー社ケースと比較した場合、現実に故殺罪で起訴されるのは上級管理者と同一視が容易な小規模の企業に限られる可能性が高いということを一層明確にしたのである。⁽⁵⁶⁾このため今日のイギリスでは、こうした問題点を解消し、大企業に対しても適切に故殺罪の刑事責任を問うためにさまざまな提案が唱えられている。

第三節 法律委員会の提案

企業に対して故殺罪の刑事責任を適切に問うための提案として最も注目されるのが、法律委員会の提案書

(consultation paper) 一二二五号『刑法——非故意殺罪』（一九九四年）と、この提案書に対する反響をふまえて公表された報告書一一一七号『刑法典の立法化——非故殺罪』（一九九六年）である。イギリス法律委員会は、刑法の法典化に向けた新たな提案を積極的に行っており、その一貫として一九九六年に故殺罪の一類型である「非故意殺罪 (involuntary manslaughter)」の概念の変更を提案した。そして、この報告書は主要なテーマの一つとして、企業に対する新しい形態の故殺罪の創設を盛り込んだのである。その提案は従来のイギリスで用いられてきた企業の刑事责任の原理と大きく異なる方向性を示しており注目に値する。そこで以下では法律委員会の最終的な見解である『刑法典の立法化——非故殺罪』を中心にその提案の内容について検討を加えることにしたい。⁽⁵⁷⁾

一 現行の非故意殺罪の概要と問題点

(1) 現行の非故意殺罪の概要 現在のイギリス刑法では、殺人罪として謀殺罪 (murder)、故殺罪 (manslaughter)⁽⁵⁸⁾ および特別類型の殺人罪が定められている。⁽⁵⁹⁾ このうち謀殺は、「予謀的悪意 (malice aforethought)」をもつて不法に死の結果を惹起した行為のうち、被害者による挑発、責任耗弱、心中に失敗しての生存などの減刑事由が存在しないものをいう。⁽⁶⁰⁾ 予謀的悪意とは、「他の者を不法に殺害する意図または他人の身体に重大な傷害の結果を惹起する意図」と説明される。これに対して故殺罪は、死の結果を惹起した不法な行為のうち謀殺罪を除いたすべての場合を指し、一般的に「故意殺罪 (voluntary manslaughter)」と「非故意殺罪」の二つの類型に分けられる。⁽⁶¹⁾ のうち故意殺罪は、一般に犯罪者が他の者を不法に殺害する意図、または傷害の結果を惹起する意図をもつて犯行に

及んだが、前述したような減刑事由があるため謀殺罪の責任を軽減される場合をいう。他方において非故意殺罪は、犯罪者が死または傷害の結果を惹起する意図をもたずに実行した不法行為のうち死の結果の発生が、①他の者に傷害の結果を惹起する可能性がわずかながら存在する場合（不法行為による故殺罪 [unlawful act manslaughter]⁽⁶¹⁾）および②重い過失行為（重過失による故殺罪 [gross negligence manslaughter]）⁽⁶²⁾に起因するため刑法上の非難に値する場合を指す。

(2) 非故意殺罪の問題点　「」のように非故意殺罪はきわめて広い概念である」とから、従来より謀殺罪との境界にある行為と単なる不注意による行為に同じラベルを貼ることは不適切であり、量刑上も不当な結論を招きかねないと批判されてきた。⁽⁶³⁾ また不法行為による故殺罪に対しては、行為者が自ら実行した不法な行為が一定の侵害を惹起する危険性がある」と予見可能であれば、行為者本人が、①死の結果を意図していない場合や②死の結果を予見していなかつた場合だけでなく、③合理的な一般人を行為者に置き換えて、死の結果の予見可能性がない場合にも成立する」とされていることから、こうした予見可能性のない行為にまで刑法上の責任を課す」とは許されないと批判が加えられた。⁽⁶⁴⁾ さらに、「重大な過失による故殺罪」に対しては、近年の判例では、死の結果と因果関係のある行為に「他の者に傷害の結果を惹起する明確かつ重大な危険」が存在すれば、行為者がその危険を予見せず、単に配慮を欠いていた場合にも、この犯罪のメンズ・レアを充足するとそれでいたため、こうした広範な要件は、故殺罪という重い非難が加えられる犯罪には適当でないと批判されてきた。⁽⁶⁵⁾⁽⁶⁶⁾

二 法律委員会の提案

- (1) 「無謀による致死罪」と「重大な不注意による致死罪」 前述したような非故意殺罪の問題点を解消するため、法律委員会は、これまでの非故意殺罪を全面的に廃止する一方で、新たに「無謀による致死罪（reckless manslaughter）」と「重大な不注意による致死罪（gross carelessness manslaughter）」という二つの新しい殺人罪の類型を創設する」とを提案し、このための非故意殺人法草案（Draft of a Bill of Involuntary Homicide Act 1995）を作成した。⁽⁶⁷⁾ このうち「無謀による致死罪」は、死または傷害の結果を惹起する危険のある行為を実行することを不合理かつ意識的に決定し、その行為の結果、他人を死に至らしめた場合に成立する。⁽⁶⁸⁾ これに対して、「重大な不注意による致死罪」は、次の三つの要件に該当する場合に成立する。第一に、死または傷害の結果を惹起する明確な危険をともなう行為が存在すること。ただし行為者は、その危険を現実に認識している必要はなく、認識可能性があればよい。第二に、行為があらゆる状況下において、行為者に期待される行為の適切さを大きく下回るか、あるいは他の者に不法な傷害の結果を惹起することを意図するか、行為者が他の者に不法な傷害の結果を惹起するか否かについて無謀であつたこと。第三に、その行為のために死の結果を惹起すること。
- (2) 新しい殺人罪と企業の刑事責任 法律委員会は、これら二種類の新しい殺人罪の類型は、企業に対しても適用されるとする。その際には、イギリスの判例がメンズ・レアを成立要件とする犯罪に対して採用している同一視原理が適用される。したがって、企業の取締役、機関または上級管理者など企業内で一定の地位にある自然人行為者が「無謀による致死罪」または「重大な不注意による致死罪」を職務の範囲内で実行した場合には、企業にその責任が

帰属され、企業自体が刑事責任を問われる」とになる。⁽⁷⁰⁾

(3) 企業致死罪 しかし、このような同一視原理を前提にした企業の刑事責任では、P&O・ヨーロピアン・フェリー社ケースやカイト&OLL社ケースなどを通じて顕在化した問題点が残されままとなる。すなわち、一九八〇年代後半に発生した大規模な企業災害から明らかのように、大企業においてはその管理システムに不備があったり、組織に構造上の欠陥があったとしても、企業と同一視できる地位の自然人が死の結果を惹起した企業活動の危険性のすべてについて予見する」とはできないので、同一視原理のもとで企業に刑事責任を課することは不可能となるのである。そこで法律委員会は、「の問題点を解決する」を目的として企業だけに適用される殺人罪の類型である「企業致死罪 (corporate killing)」の新設を提唱した。⁽⁷¹⁾

報告書によれば、企業致死罪は、以下の要件に該当する場合に成立する。①企業に死の結果と因果関係のある管理上の過誤が存在する。これは作為・不作為を問わず、企業活動を管理または組織化する方法が、企業活動に従事する従業者またはその活動から影響を受ける者の衛生および安全を確保できていない場合を指す。②その過誤が、当該状況下におかれた企業に合理的に期待されうる行為の水準を大きく下回る。

この企業致死罪は、重大な不注意による致死罪の枠組みを基礎にしたものである。ただし法律委員会は企業の本質を考慮し、明確な危険の存在とその認識可能性という主観的犯罪成立要件を除く一方で、企業活動によって影響を受ける者への衛生および安全の確保に関する過誤（管理上の過誤）という客観的要件を採用した。⁽⁷²⁾この提案は企業内の自然人とは切り放した、まさに企業自体の刑事責任を問うものと理解することができる。

こうした法律委員会による企業致死罪の提案に対しては、社会的な要請に応えるものであり、また企業の実態に即した理論構成であるとして支持する見解がみられる一方で、以下のようなさまざまの批判が加えられている。①企業致死罪の創設は、企業の取締役や上級管理者などの死の結果に責任のある自然人も処罰すべきという社会感情に応えていない⁽⁷⁴⁾。②企業に対して刑事責任を課すために、その組織構造や管理システムの調査を求めるることは、物的・人的に検察官の能力を超えており、現実性に欠ける⁽⁷⁵⁾。③管理システムの不備や組織の構造上の欠陥を原因とした企業の刑事責任を故殺罪の場合に限定する根拠が不明確である⁽⁷⁶⁾。④「企業致死罪」の成立要件が不明確である⁽⁷⁷⁾。

イギリスの労働党政権は、こうした批判にもかかわらず、一九九七年九月のサウスオールの列車事故で多数の死者が発生したことから、企業殺人罪の早急な導入に積極的な姿勢を示してはじめているといわれる⁽⁷⁸⁾。したがって法律委員会の提案をめぐる動向には、今後も注目する必要がある。

第四節 若干の検討

イギリスの判例は一九四〇年代に同一視原理を採用して以降、理論的には企業に対する故殺罪の適用を認めてきた。ただし、その後も実際に企業に対して故殺罪を適用し刑事責任を課す判例は現れなかつた。その背景には、企業に対して故殺罪の刑事責任を課す必要性が低かつたという現実が存在した。

しかし、一九八〇年代後半に、船舶の沈没、列車の脱線、ビル火災など大規模な企業災害が相次いで発生し、多くの死者が出たため、こうした災害を発生させた企業に対して社会的な非難が高まつていつた。そうした非難は、企業

に對して適切に刑事責任を課すことを求めたのである。そのような中でイギリスはP & O・ヨーロピアン・フェリー社ケースにおいて企業への殺人罪の適用についての転機を迎えることとなつた。この判例では、フェリーの沈没事故に対して企業の管理システムの欠陥が指摘されたにもかかわらず、企業に對して何らの刑事責任も問われないまま結審する」ととなつた。このため現行の企業の刑事責任の法理に對する疑問が高まり、企業に對して刑事責任を適切に課すため、さまざまな新しい提案がなされている。こうした提案のなかで最も注目すべきは、一九九六年に公刊された法律委員会の報告書『刑法典の立法化・非故意殺罪』である。そこでは非故意殺罪の再編とともに、企業に對する新しい類型の殺人罪として企業致死罪が提案された。この提案はP & O・ヨーロピアン・フェリー社ケースをはじめとした一連の大規模企業災害において、企業内の自然人には還元できない企業自体の管理システムの不備や組織の構造上の欠陥が、生命や身体に對して重大な危険を及ぼしていることが強く認識されたのを受け、こうしたシステムの不備や組織の構造上の欠陥が原因となつて人の死を惹起した場合にも、企業自体に刑事責任を問おうとするものである。

最近のイギリスの判例からは、企業に對してこれまでより積極的に刑事責任を課そうとする傾向がみられる。たとえば一九九〇年代に入つて、判例の中に代位責任の法理を適用する犯罪類型を広げたり、同一視原理のもとで企業と同一視される自然人の範囲を拡大する動きがみられるのは、こうした傾向を如実に表したものといえよう。しかし、このように代位責任の法理と同一視原理という現行の法理を前提にする限り、たとえその運用を改善したとしても、その効果に劇的な変化は望めない。しかも、代位責任の法理の拡大に對しては、責任原理との調和という点から限界

がみえるし、同一視原理のもとで同一視される自然人の拡大についても、大幅な拡大はその法理の意義を喪失させることにつながりかねない。したがって、最近のこうした傾向が故殺罪の適用にまで影響を及ぼすことは考えにくい。⁽⁷⁹⁾

他方において、こうした現行の法理の問題点を克服するために主張されている「集合体の原理」についても、同一視原理の問題点を克服することができるのか疑問が残る。というのも、複数ではあっても部分的な情報を有する管理者らの存在を前提とするという点では、集合体の原理も同一視原理の延長に位置づけられるからである。⁽⁸⁰⁾むしろ、イギリスにおける企業殺人の問題が明らかにしたのは、この集合体の原理でも解決できないところに企業の刑事責任の本質的な問題が存在するという事実である。すなわち企業の管理システムの不備や組織の構造上の欠陥が、人の生命に危険を及ぼすことがあり、そうした不備や欠陥の責任は企業内の自然人に還元できないことが認識されるようになつたのである。

このため近年のイギリスでは管理システムの不備や組織構造の欠陥については、企業そのものの責任として捉えざるを得ないという認識が浸透しつつある。⁽⁸¹⁾法律委員会の企業致死罪の提唱もそうした認識から生まれたものといえよう。もちろん、こうした企業そのものの責任を刑法において問題とすべきかという点にはなお異論もある。しかし、これまで企業の刑事責任論は、「企業が自然人を対象につくられた犯罪成立要件を充たすためには、どのような理論構成が必要か」という観点から論じられてきたのに対して、企業としての固有の性質に着目し、企業にだけ適用される犯罪類型を提唱した法律委員会の報告書の意義は大きいと思われる。

他方において、こうした管理システムの不備や組織の構造上の欠陥に対する企業の責任が、殺人罪についてのみ問

題とされたるにこな疑問が残る。法律委員会は、「うした企業固有の性質を前提にした刑事責任は、とくに人の生命に危険を及ぼすと重大である」として、うした企業固有の刑事責任を一般化するには否定的である。⁽⁸⁴⁾しかし、イギリスでは企業活動が社会の広範に大きな影響を及ぼしている現実を見据え、生命ぐる危険に限定するうしなく、広く企業の刑事責任の法理一般の問題として企業のシステムの不備や組織の構造上の欠陥の問題を検討するべきとの主張が有力化しつつある。⁽⁸⁵⁾したがって、イギリスの企業殺人論は今日も発展の途上にあり、その展開は今後も注視する必要があぬと思われる。

- (1) Richard Card, *Card, Cross and Jones Criminal Law* (13th ed., 1995), at para. 24. 47; John Smith, *Smith and Hogan Criminal Law* (8th ed., 1996), at p. 188.
- (2) 十河太朗「イギリスにおける『共犯と身分』に関する一考察」同志社法学四七巻六号（一九九六）一一四五頁以下。
- (3) *Rex v I.C.R. Haulage Ltd.* [1944] 1 KB 551. ただし、犯罪の性質上、企業に実行できない犯罪とするものが、同一視原點のうえであつ得るのかどうかは、疑問を投げかけられてくる。たとえば、企業の取締役が企業の違法行為について証人として法廷で尋問されるとすると、企業に有利にはたゞへんべに偽証した場合などは、企業に刑事责任を課せなんら理由がないとの指摘がある^o。Michael Jefferson, *Criminal Law* (1992), at p. 159; Peter Seago, *Criminal Law* (4th ed., 1994), at p. 156; John Smith, *op. cit.*, n. 1, at p. 188. また、奥村正雄・イギリス刑事法の動向（一九九五）一一五頁よりの点を指摘し述べる。
- (4) イギリスにおける企業の刑事责任の発展経緯については、佐藤雅美「英米における法人处罚の法理（一）・（二）」阪大法学一四二号（一九八七）一〇一頁以下、一四七号（一九八八）一〇二頁以下、奥村正雄・前掲書一九七頁以下および拙稿「企業犯罪論の現状と展望（一）」同志社法学四七巻四号（一九九五）二一八六頁以下参照。
- (5) *Queen v Birmingham Gloucester Railway Co.* [1842] 3 QB 223.

- (6) *Queen v Great North of England Railway Co.* [1846] 9 QB 315.
- (7) *Mouzell Brothers Ltd. v London and North Western Railway Co.* [1917] 2KB 836.
- (8) *D.P.P. v Kent & Sussex Contractors Ltd.* [1944] 1 KB 146.
- (9) *Rex v I.C.R. Haulage Ltd.* [1944] 2 All ER 515.
- (10) ①のイギリスの判例によると、企業に刑事責任を課せたる犯罪とは、次の二種類のものがあるとする。①性質上企業が犯すとするべきなる犯罪（たゞ強姦、偽証、重婚など）。②罰金刑が規定されるべきなる（たゞ強姦謀殺罪など）。
- (11) *Tesco Supermarkets Ltd v Nattrass* [1972] AC 153. 本判例を紹介する所によると、佐藤雅美「法人の刑事責任に関するイギリス上級判決」法評「ヤーナル」[1972] 117号（1972年）157頁以下。
- (12) 基稿・前掲注(4)書119頁。
- (13) Andrew Ashworth, *Principle of Criminal Law* (2nd ed., 1995), at p. 116.
- (14) 企業の刑事責任との法律概念の取り組みや議論は紹介する所によると、奥村正雄・前掲注(4)書119頁以下。
- (15) G. Williams, *Criminal Law, The General Part* (2nd ed. 1961), at p. 258; H.L.A. Hart, *Punishment and Responsibility* (1970), at p. 20 and p. 176. たゞ石井淳「英米刑法における代位責任（一）」法経論叢18号（1997）115頁以下、大谷實・押川改正による「刑法（一九七五）四」1頁以下参照。
- (16) Celia Wells, "A Quiet Revolution in Corporate Liability for Crime" (1995) 145 NLJ 1326, at pp. 1326-1327.
- (17) *Tesco Stores Ltd v Brent London Borough Council* [1993] 2 All ER 718.
- (18) [1993] 2 All ER 718, 718.
- (19) Celia Wells, "Corporate Liability and Consumer Protection: *Tesco v Nattrass Revisited*" (1994) 57 MLR 817, at p. 819.
- (20) [1972] AC 153.
- (21) Celia Wells, *op. cit.* n. 16, at p. 1327; C. M. V. Clarkson, "Kicking Corporate Bodies and Damning Their Souls" (1996) 59 MLR 557, at p. 564; Mark Stallworthy, "Rationalising the Law of Manslaughter and Dabbling in Corporate Crime"

(1997) 61 J. Crim. L. 324, at pp. 339-341.

(22) *R v British Steel plc* [1995] 1 WLR 1356.

(23) [1995] 1 WLR 1356, 1363.

(24) *National Rivers Authority v Alfred McAlpine Homes East* [1994] Crim LR 760. ジャーヴィス・ジョンソン・チャーチル・ジョンソン・マクアーナード・アンド・パートナーズ (Re Supply of Ready Mixed Concrete (No. 2)) [1995] 1 AC 456) に於て上級職員が、従業者による違法行為を明確に禁止し、従業者が「故意」によるかか法律、ルール・ルートを離れて実行したのに対し、企業自体が代位責任で有罪とされた (Celia Wells, *op. cit.* n. 16, at p. 1327; C.M.V. Clarkson, *op. cit.* n. 21, at p. 564).³⁰

(25) [1994] Crim LR 760, 761.

(26) *Meridian Global Funds Management Asia Ltd v Securities Commission* [1995] 3 WLR 412; 3 All ER 918.

(27) [1972] AC 153, 170F-G; John Smith, *op. cit.* n. 1, at p. 183.

(28) Celia Wells, *op. cit.* n. 16, at p. 1327; John Smith, *op. cit.* n. 1, at p. 188; C.M.V. Clarkson, *op. cit.* n. 21, at pp. 565-566.

(29) 「人による死による殺人」 [人間による殺人] 「自然人による自然人が死による殺人」 (the killing of a human being by a human being) の定義とするべきである。³¹

Edward Coke, *Institutes of the Law of England* (1601), at p. 47; Fitzjames Stephen, *Digest of the Criminal Law* (1st ed., 1877), Art. 218; Halsbury's *Law of England* vol. 9 (1909), at p. 590. John Smith, "Comment on R v P. & O. European Ferries (Dover) Ltd." [1991] Crim L R, 697, at p. 698; John Smith, *op. cit.* n. 1, at p. 188.

(30) John Smith, *op. cit.* n. 29, at p. 698.

(31) Cf. *Queen v Great North of England Railway Co.* [1846] 9 QB 315, 326.

(32) *Cory Bros. Ltd.* [1927] 1 KB 810. 諸君の意見によると The Times 11 January 1927 and 1 March 1927 ふう。

- (33) [1927] 1 KB 810, 817.
- (34) Celia Wells, *Corporations and Criminal Responsibility* (1993) at p. 101.
- (35) C.R.N. Winn, "The Criminal Responsibility of Corporations" (1929) 3 Cam. L J 398, at pp. 406-410.
- (36) 丘櫻綱「英尰立特ノ尰人ノ罪責責任」 阪大法研刊丸・KOK (1 KOK) 1 40|原文|^o
- (37) [1944] KB 551, 556.
- (38) *Northern Strip Mining Construction Co. Ltd.*, The Times, 2, 4 and 5 February 1965.
- (39) The Times, 1 February 1965. クラウド' John Smith, *op. cit.* n. 29, at p. 697; Law Commission, *Legislating the Criminal Code: Involuntary Manslaughter*, (1996) Law Com No 237, para. 6.41.
- (40) Celia Wells, "The Law Commission Report on Involuntary Manslaughter : (2) The Corporate Manslaughter Proposals: Pragmatism, Paradox and Peninsurty" [1996] Crim LR 545, at p. 546.
- (41) Editorial, "Corporate Manslaughter" (1989) 139 NLJ 889, at p. 889; David Bergman, "A Killing in the Boardroom" (1990) 3 New Statement & Society 15, at pp. 15-16; Celia Wells, *Negotiating Tragedy: Law and Disasters* (1995).
- (42) Celia Wells, *op. cit.* n. 34, at pp. 40-41; C.M.V. Clarkson & H.M. Keating, *Criminal Law: Text and Materials* (3rd ed., 1994), at pp. 230-231; C.M.V. Clarkson, *op. cit.* n. 21, at p. 558.
- (43) C.M.V. Clarkson, *op. cit.* n. 21, at p. 558.
- (44) David Bergman, *Deaths at Work: Accidents or Corporate Crime* (1991), at p. 3.
- (45) Health and Safety Executive, *Blackspot Construction: A Study of Five Years' Fatal Accidents in the Building and Civil Engineering Industries* 4 (1988). クラウド' 株權元田立也&木下一也' Celia Wells, "Corporate Manslaughter: A Cultural and Legal Form" 6 Crim L F 45, at p. 53. ^o原文^o
- (46) David Bergman, *op. cit.* n. 44, at p. 35.
- (47) Celia Wells, *op. cit.* n. 34, at pp. 5-8; Celia Wells, *op. cit.* n. 45, at pp. 53-54.
- 企業殺人 (corporate homicide) 企業の罪責責任

(48) *P & O European Ferries (Dover) Ltd.* (1991) 93 Cr. App. R. 72, 73.

(49) Celia Wells, *op. cit.* n. 34, at p. 69.

(50) (1991) 93 Cr. App. R. 72.

(51) Stanley and Others 19 October 1990 (CCC No 900160) unreported transcript, pp. 8G-9C. たゞ、本稿で取扱うところの Law Commission, *Criminal Law: Involuntary Manslaughter* (1994) Law Commission Consultation Paper No 135, paras. 4.31-4.37; Law Commission, *op. cit.*, n. 39, at para. 6.50 と对照。たゞ H.M. Coroner for East Kent, *ex p Spooner* (1989) 88 Cr App R 10, 16. と对照。

(52) Stewart Field and Nico Jörg, "Corporate Liability and Manslaughter: Should We Be Going Dutch?" [1991] Crim LR 156, at pp. 156-171; Celia Wells, *op. cit.* n. 34, at pp. 132-133; John Smith, *op. cit.* n. 1, at p. 189.

(53) Celia Wells, *op. cit.* n. 34, at pp. 123-140; Eric Colvin, "Corporate Personality and Criminal Liability" (1995) 6 Crim LF 1, at p. 18.

(54) *R v. Kite and OLL Ltd.* The Times, 9 December 1994, at p. 3. たゞ、この判決は本稿で取扱うところの Gary Slapper, "A Corporate Killing" (1994) 144 NLJ 1735, at p. 1735; Michael Jefferson, Recent Developments in Corporate Criminal Responsibility, (1995) 16 Company Lawyer 146, at pp. 146-147; Andrew Ashworth, *op. cit.* n. 13, at pp. 114.

(55) Gary Slapper, *op. cit.* n. 54, at p. 1735; Michael Jefferson, *op. cit.* n. 54, at p. 147; Michael J. Allen, *Textbook on Criminal Law* (3rd ed., 1995), at p. 206; C.M.V. Clarkson, *op. cit.* n. 21, at p. 561.

(56) たゞ、たゞ、「根柢の問題は、『故意無過失犯の結果がなれ』か『過失犯の結果がなれ』かが問題である」として、たゞ「事例は最も効果がある」とする James Gobert, "Corporate Criminality: Four Models of Fault" (1994) 14 Legal Study 393, at p. 401.

(57) 法律委員会の提案書「刑法：非故意殺罪」が、提案された新しい類型の非故意殺罪の名称が異なることの差異を述べるが、提案書では、「無謀致死罪」が「主觀的な無謀による故意罪 (subjective reckless manslaughter)」と並んで、「重大な

不注意による致死罪」は「過失による故意殺罪（negligent manslaughter）」と呼べるにふたたび、実質的な内容は、必ず報告書に記載される。法律委員会の提案書の内容については、拙稿・前掲注(4)（本文）一九四頁以下参照。

- (58) Andrew Ashworth, *op. cit.* n. 13, at pp. 254-306; Richard Card, *op. cit.* n. 1, at paras. 11.1-11.7, 21.13 and 21.22.
- (59) Homicide Act 1957, ss. 2-4. C.M.V. Clarkson and H.M. Keating, *op. cit.* n. 42, at pp. 596-599; Richard Card, *op. cit.* n. 1, at para. 11.21.
- (60) Richard Card, *op. cit.* n. 1, at para. 11.22. 熊谷泰佑「イギリス刑法における謀殺罪の一考察」大阪市立大学法学雑誌一五卷四号（一九六九）六八頁以下、の・W・スチュアート（大谷實・熊谷泰佑訳）・現代イギリス刑法——その基本原理と改革の動向——（一九七四）一七七頁以下、木村光江・主觀的犯罪要素の研究（一九九二）一七頁以下参照。
- (61) Law Commission, *op. cit.* n. 39, at paras. 2.3-2.8.
- (62) Law Commission, *op. cit.* n. 51, at paras. 2.8-2.16. たゞ、の・W・スチュアート（大谷實・熊谷泰佑訳）・前掲注(60)書一八五頁以下。
- (63) Michael Jefferson, *op. cit.* n. 3, at p. 332; C.M.V. Clarkson and H.M. Keating, *op. cit.* n. 42, at pp. 614-615; Law Commission, *op. cit.*, n. 39, at paras. 1.5 and 5.2-5.5.
- (64) Law Commission, *op. cit.*, n. 39, at paras. 3.5 and 3.6.
- (65) Seymour [1983] 2 All ER 1058, 1064. ハーマン・ケース貴族院判決以後、「重過失による故意殺罪」のメハム・ヒトが、「行為の結果を発生させた危険性がおほくあること配慮しながら」ハーマン・ケース（Metropolitan Police comr. v Caldwell [1982] AC 341）で示された無謹（Caldwell reckless）と足り、重大な過失（gross negligence）が必取扱ふべきである。
- (66) たゞ、一九九五年のトム・カーペンター、貴族院は、重大な過失の故意殺罪については、カーペンターの無謹の基準ではなく、重大な過失の基準を適用すべく決議した（Adomako [1995] 1 AC 171.）。たゞ、Law Commission, *op. cit.* n. 39, at paras. 3.7-3.13 参照。

(67) 法律委員会が提案した一九九五年非故意殺人法草案 (Draft of a Bill of Involuntary Homicide Act 1995) では、第一条で無謀致死罪、第二条で重大な不注意による致死罪、第四条で企業致死罪を規定している。このうち第四条の邦訳は次の通りである (Law Commission, *op. cit.* n. 39, at pp. 137-139.)。

第四条

第(1)項 以下の場合、企業は企業致死罪 (corporate killing) を犯したとする。

- (a) 企業による管理上の過誤が、人の死の結果の原因または原因の一つであり、
- (b) その過誤が、その状況下におかれた企業に合理的に期待されうる行為を大きく下回る場合。

第(2)項 前項に関しては、

- (a) 企業活動を管理または組織化する方法が、企業活動に従事する従業者またはその活動から影響を受ける者の衛生および安全を確保できていないとき、企業に管理上の過誤が存在する。
- (b) それらの過誤は、直接の原因が自然人の作為または不作為であることが明らかといえども、死の結果の原因と見なされる。

第(3)項 本条の犯罪を犯した企業は、正式起訴に対する有罪判決について罰金を支払う責任がある。

第(4)項 自然人は、死の結果に関して本条以外の犯罪について有罪を言い渡されたとしても、本条の犯罪の帮助、教唆、

助言、誘致について有罪とされないものとする。

第(5)項 本条は、企業が第一条および第二条の罪で有罪となる」とを排除するものではない。

第(6)項 本条は、死の結果を惹起した傷害をイングランドおよびウェールズにおいて被ったときのほか、次の場所で適用される。

- (a) 連合王国に隣接した領海

- (b) 連合王国籍の客船および輸送船

(c) 一九八二年の民間航空産業法九二条に規定されている連合王国のコントロール下にある航空機

(d) 一九八一年石油およびガス（事業）に関する法律 ||| 条(1)項の枢密院令（遠海での活動に関する刑事司法管轄権）が適用される場所

第(7)項 前条(a)項(b)においては、客船、輸送船または航空機内において被った傷害は、船内および機内にいた者が被った傷害および客船、輸送船および航空機の遭難またはその他の事故の結果、被った傷害を含むものである。

第(8)項 本条において、法人には、設立された場所にかかるか、あるいは法人が含まれる。ただし、単独法人は含まない。

- (68) Law Commission, *op. cit.* n. 39, at paras. 5.6-5.16.
- (69) Law Commission, *op. cit.* n. 39, at paras. 5.17-5.52.
- (70) Law Commission, *op. cit.* n. 39, at para. 8.77 and Draft Bill., S. 4 (5).
- (71) Law Commission, *op. cit.* n. 39, at paras. 8.1-8.35.
- (72) 「衛生および安全の確保に関する問題」は、一九七四年労働安全衛生法 ||| 条および ||| 条のより重大な違反を意味する。Mark Stallworthy, *op. cit.* n. 21, at p. 335.
- (73) Law Commission, *op. cit.* n. 39, at para. 7.7.
- (74) Law Commission, *op. cit.* n. 51, at para. 5.35; A. McColgan, "The Law Commission Consultation Document on Involuntary Manslaughter — Heraldng Corporate Liability?" [1994] Crim LR 547, at p. 551; Celia Wells, *op. cit.* n. 40, at p. 553; Paul Matthews, "Involuntary Manslaughter: A View from the Coroner's Court" (1996) 60 J. Crim. L. 189, at p. 198; David Bergman, "Weak on Crime — Weak on Causes of Crime" (1997) 147 NLJ 1652, at p. 1652 and 1665.
- (75) Paul Matthews, *op. cit.* n. 74, at p. 199.
- (76) Celia Wells, *op. cit.* n. 40, at p. 553.
- (77) Celia Wells, *op. cit.* n. 40, at pp. 552-553.

企業殺人（corporate homicide）と企業の刑事责任

- (78) Celia Wells, "Corporate Killing" (1997) 147 NLJ 1467, at p. 1467; David Bergman, *op. cit.* n. 74, at p. 1652; Michael Elliker and Caroline Coulsey, "Health and Safety Update" (1997) 141 SJ 1177, at p. 1178.
- (79) Eric Colvin, *op. cit.* n. 53, at p. 8; Law Commission, *op. cit.* n. 39, at paras. 7.29-7.31.
- (80) C.M.V. Clarkson, *op. cit.* n. 21, at p. 566.
- (81) Eric Colvin, *op. cit.* n. 53, at pp. 22-23. もともと、公衆の原理の問題点として、犯罪事実の部分的な情報
が重視され、企業の構成員が個別に責任を負うべき問題である。 *Ibid.*, at p. 23.
- (82) C.M.V. Clarkson, *op. cit.* n. 21, at pp. 566-569.
- (83) G.R. Sullivan, "Expressing Corporate Guilt" (1995) 15 Oxford Journal of Legal Studies, at pp. 283-291.
- (84) Law Commission, *op. cit.* n. 39, at paras. 7.8-7.17.

第11章 英米における企業の殺人罪の適用が意味するもの ——我が国における企業の刑事責任論の課題——

アメリカ合衆国では一九七〇年代半ばから、イギリスでは一九八〇年代後半から、企業活動には人の生命を侵害する危険があるという実態が強く認識されるようになった。人々の生命を侵害する企業活動は「企業殺人」と呼ばれ、その被害の重大から刑法上も適切な対応が求められた。しかし、両国では、企業自身に対して殺人罪を適用し、その刑事責任を問う動きが徐々に積極化したのである。殺した企業殺人をめぐる動向は、社会的な要請に応えて企業の刑事責任を認めていたアメリカ合衆国とイギリスの状況を象徴するものと言えよう。

人々の命の生命の侵害による最も典型的な自然犯について、積極的に企業の刑事責任を課すとした田舎した英

米の展開は、わが国の企業の刑事責任論にとっても多くの示唆を含んでいるものと思われる。そこで、本章では、これまでみてきた英米の企業殺人への刑法上の対応をふまえて、わが国の企業の刑事責任論の基本的な論点について、若干の検討を加えることにしたい。

第一節 企業の処罰根拠

アメリカ合衆国やイギリスにおいて企業殺人の問題が注目を集めたのは、その被害の重大さに起因している。このように企業活動がさまざまな法益に対し重大な侵害を及ぼす可能性があるという点については、わが国においても広く認められている。また、こうした法益侵害に対して一定の場合には刑法上の対応が必要である点についても異論はないであろう。問題は、刑法上の対応を講じるにあたって、その法益侵害に対する責任を企業自体に帰すべきなのか、それとも企業内の自然人に帰すべきなのかである。

わが国では、今日でも企業の刑事責任を否定し、企業活動にともない惹起された法益侵害の結果については、当該活動の担当者や管理責任者などの自然人を処罰すべきという見解が根強く主張されている。⁽¹⁾ こうした見解からは、安易に企業の刑事責任を認めるることは情緒的であり、眞の責任者である自然人を覆い隠すことになりかねないと指摘される。⁽²⁾ しかし、本稿のこれまでの考察をふまえた場合、自然人に責任を帰すことが不適切なケースがあることに気づく。

第一に、自然人の処罰が不合理なケースがある。企業犯罪の特徴の一つは、法益侵害を惹起した企業活動が複雑な

組織構造の中で働く複数の自然人によって担われているということである。このため一人一人の自然人は、企業活動の全体を理解することなく、そのうちの一部分を担当しているにすぎない。したがって多くの場合、個々の自然人の行為には法益侵害と直接結びつくような危険性は認められない。また、個々の自然人には、自らの行為がもたらす法益侵害の結果を具体的に予見することも不可能である。⁽³⁾ それにもかかわらず、企業活動によつてもたらされた重大な法益侵害の責任を一個人にすべて負わせるとすれば、それはきわめて不合理な結論を招くことになろう。⁽⁴⁾ しかしながら、こうした企業活動によつて惹起された法益侵害を事故として扱うのも、企業犯罪に対する厳格な法的対応を望む社会の要請とあまりにもかけ離れている。また企業犯罪に対し果たすべき刑法の役割を放棄することにもなりかねない。もちろん、企業活動にともない法益侵害が発生した場合に、そのすべての責任を企業に課し、これに関与した取締役や従業者などの個人の責任を問うことを否定するのは妥当でない。個人が故意または過失により構成要件該当結果を惹起すれば、これに對して適切な重さの責任を問うことは当然である。しかし、企業犯罪の被害は、ときどいて計り知れない大きなものになる。こうした場合には、個人の刑事責任を追及するだけでは、社会的な評価としてその被害に見合った責任を課すことはできない。それゆえ、企業自身の刑事責任を問題とすべきなのである。

第一に、自然人の処罰が不可能なケースがある。イギリスの企業殺人の事例からも明らかのように、企業犯罪の被害は、企業内の自然人に直接起因するとみられる場合だけでなく、管理システムの不備や組織の構造上の欠陥を原因とする場合がある。⁽⁵⁾ こうした場合に、その責任を自然人に課すことは不可能である。しかしながら、このような管理系统の不備や組織の構造上の欠陥に対し刑法上の責任を誰にも課さないのでは、やはり社会の要請に応えられ

ていない」とになる。こうした場合にも企業自身の刑事責任こそ問われるべきであると考える。⁽⁶⁾

企業活動の社会的な影響力は、企業の組織構造、規模、永続性などの特徴のために、その企業に所属する自然人の総和以上の大きなものになる。企業犯罪の被害の重大性は、こうした企業の特徴に起因する。言い換えれば、企業は、単なる自然人の集合にとどまらない「複雑さ (complexity)」を兼ね備えているのである。⁽⁷⁾この重要な企業の特徴を無視して、その責任を個々の自然人に還元することは、企業犯罪の本質を見失うことにつながりかねない。したがって企業自身だけが、企業犯罪の刑事责任を適切に負う」とができる場合が少なからず想起されるのである。

他方において、企業の刑事责任は、行為能力、责任能力、受刑能力などに関する刑法の基本原理との適合性からも否定されてきた。たしかに本来刑法はその対象として自然人を予定してきた。従来の刑法理論が、さまざま点で自然人ではない企業に適合しないのは否めない。ただし、わが国では、企業自体に罰金刑を科すことを規定した両罰規定が現実に運用されているという実態がある。したがって刑法理論との適合性を根拠として企業の刑事责任を否定するのであれば、こうした両罰規定の存在そのものを否定すべきであろう。しかし、今日では、企業に罰金刑を課すことを定めた両罰規定を違憲・無効とする見解はみられない。企業の刑事责任を否定する見解は、多くの場合、行政目的の達成を理由に両罰規定の存在を肯定するのである。刑法の基本原理の堅持を根拠として企業の刑事责任を否定する見解が、他方において、行政目的の達成の必要性を根拠に刑法の基本原理に修正を加えることには、やはり矛盾を感じる。⁽⁸⁾企業の刑事责任を否定する見解が急速に支持を失いつつある原因は、こうした矛盾が広く認識されるようになつたことにも起因するのであろう。

アメリカ合衆国やイギリスでは、企業自体に刑事责任を課す必要がある」と率直に認め、刑法の基本原理との調和を図りながらも、「これを肯定してきた。」のように企業活動の規制が刑法の領域においても必要とされているという状況は、わが国においても同様ではないだろうか。今日では、企業の刑事责任を認めるために、伝統的な刑法の基本原理に一定の修正を加える必要があるという点については広くコンセンサスを得ているように思われる。

従来、企業处罚を積極的に認める立場は、その根拠として、企業が自然人と同様の法的・社会的実体である点をあげてきた。つまり企業が、自然人と同様に「意思があり、その意思に基づいて当該の有害な事態を回避することができた」という責任の本質⁽⁹⁾」を根拠として、企業に刑事责任を課し处罚するのである。この考え方は、企業と自然人の法的な意味での同質性を強調し、自然人を対象につくられた刑法の枠組みに企業を組み込むことを目指したものと理解できる。企業に対する刑事责任や企業の处罚の問題が、法的な意味で権利・義務関係の主体であり「人」とみなすことができる存在(法人)に対する刑事责任や处罚の可能性として論じられてきたのは、こうした考え方が前提にあつたといえるのではないだろうか。しかし、英米の企業殺人への対応では、このように企業と自然人との同質性を強調するだけでは不十分であり、自然人とは本質的に異なる「システム」や「組織構造」としての企業の性質をも考慮する必要が認められつつある。わが国においても「こうした性質を考慮する場合、企業自体を处罚する根拠は、従来の法的・社会的実体としての企業の本質だけでなく、企業犯罪の责任を企業内の自然人には還元できない企業の「複雑さ」」という特徴にも求められるべきである。⁽¹⁰⁾

第二節 企業の刑事責任の法理

企業の处罚根拠を法的・社会的実体としての企業の本質および企業の複雑性に求めた場合、企業に対する刑事责任は、いかなる法理に基づき認められるのであろうか。わが国では、この点についての議論は十分に煮詰まっていない。しかし主要な見解としては、企業行為責任論（法人行為責任論）と企業組織体責任論が主張されている。⁽¹¹⁾このうち企業行為責任論は、英米の同一視原理と基本的には同じ理論と考えられるであろう。そこでは、企業はその機関などによつて意思を決定するのであるから、機関など企業の中で一定の地位にある自然人の主観と行為が、企業自身の主観と行為であると主張される。⁽¹²⁾したがつて企業行為責任論では、企業の行為責任は、機関など一定の地位にある自然人が、その職務に関連して犯罪を実行した場合にのみ認められる。ただし、これに加えて末端の従業者がその職務に関連して犯罪を実行した場合に、機関らの管理・監督上の過失を根拠に企業の過失責任を問うべきか否かという点については見解は分かれている。⁽¹³⁾企業行為責任論は、機関などの自然人の主観や行為を企業の主観や行為と捉えることによって、これまで自然人を名あて人としてきた刑法の枠組みに企業を組み込もうとするものであるから、基本的に企業と自然人の同質性や法的な意味での「人」という側面に着目した従来の企業の处罚根拠と親和性をもつといえよう。

これに対しても、企業組織体責任論は、機関の行為だけを企業の行為責任と把握するのでは不十分とし、「法人などの企業組織の中にいる自然人の行為は、同時にその企業組織体活動の一環になつものであり、その企業の活動・行為の「」まとみるのが前法律的な社会通念である」と主張してきた。したがつて、この理論においては、機関から末

端従業者までの企業活動を分担する者の誰かが犯罪を実行したことさえ確定できれば、企業の行為責任を問うことができるとされる⁽¹⁴⁾。

企業行為責任論と企業組織体責任論は、わが国において企業の刑事責任の法理についての対立する見解として理解されてきた。⁽¹⁵⁾しかし、両者は、実際に法益侵害を惹起した企業内の自然人の存在を前提としている点では、軌を一にしており、その差は結局、企業内においていかなる地位にある者の行為までを企業の行為として同一視あるいは転嫁することができるのかという点の基準の差異につきるといえよう。⁽¹⁶⁾言い換えれば、企業組織体責任論も、企業と自然人の同質性や法的な意味での「人」という側面に着目した従来の企業の処罰根拠を前提としながら、もつとも成立要件を緩やかに設定した理論と解することができるのである。その意味では、アメリカ合衆国の判例においてすでに採用されている集合的認識の理論やイギリスで主張されている集合体の原理と類似した立場とも評価できよう。

他方において、英米、とりわけ近時のイギリスにおける企業殺人の動向からも明らかなように、企業活動が惹起する法益侵害は、管理システムの不備や組織の構造上の欠陥から生じる場合がある。このような場合には、自然人行為者には一切刑法上の過失が認められないことも考えられる。こうした場合については、企業内の自然人の存在を前提とした法理では十分に対応できない。しかしながら、企業犯罪への刑法上の対応を求める社会的な要請は、こうした事例に対しても及んでいるものと思われる。したがって、過失の注意義務の客觀化や故意・過失とは別の企業固有の責任概念の創設など何らかの形で、こうしたシステムの不備や組織構造の欠陥が原因で発生した法益侵害に対して、企業固有の刑事責任を問うための法的理論構成が必要であると考える。⁽¹⁷⁾

第三節 企業の刑事責任の範囲

最後に、立法論として、企業の刑事責任がどのような犯罪類型にまで認められるべきかという点について検討しておきたい。立法論が現実味を帯びていないためか、これまでわが国では、この点について明確な見解が示されることは多くなかった。しかし、企業の刑事責任を肯定する見解の中では、これを行政犯に対し認める場合には異論はないといえよう。したがって問題は、これに加えて自然犯についても企業の刑事責任が認められるかどうかである。

自然犯について企業の刑事責任を否定する見解の根拠は、主として①刑法の基本原理との適合性⁽¹⁸⁾、②企業（法人）の性質⁽¹⁹⁾、③刑法の谦抑性・刑事政策的必要性の欠如などに求められている。⁽²⁰⁾しかし、このうち①刑法の基本原理との適合性については、行政犯について企業の刑事責任を認めながら、自然犯についてのみ刑法の基本原理との適合性を持ち出すのは説得力に欠けるといえよう。企業の刑事責任を認める以上、その要件を充たしさえすれば、基本的に自然犯についても企業自身が有罪となりうるという英米の立場の方が明解ではないだろうか。わが国においても企業の刑事責任を認める以上、刑法の基本原理との適合性を根拠に自然犯への適用を否定することは難しいように思われる。

また、②企業の性質による限界については、多種多様な領域において企業活動が重要な役割を占めている今日の社会において、企業の性質を根拠に行政犯だけしか企業に刑事責任を課せないとするのは現実に即しておらず根拠として乏しいのではないだろうか。また、従来より行政犯と自然犯の区別の不明確さも指摘されており、その意味でも十分な根拠とはなり得ない。したがって企業の刑事責任を自然犯についても認めるべきかは、その必要性が立法上認め

られるかという政策的判断にかかるものと思われる。

アメリカ合衆国とイギリスにおいて、企業殺人として高い関心を集めている事例には次の三つの類型がある。①企業災害型（ビルの火災事故、列車事故、船舶事故など）。②製造物責任型（薬害、危険な食品の製造・販売、欠陥自動車の製造・販売など）。③労働災害型（アスベスト災害、炭塵災害、安全衛生関連法規違反など）。こうした問題は、現実にわが国においても発生し、社会的に高い関心を集めている。そして、その被害の重大性から刑法上の責任を適切に問うことが求められてきた。そこではこれまで主として企業の上層部にいる特定の自然人に対して業務上過失致死罪が適用されてきたのである。しかし企業处罚の根拠を検討する際に述べたように、これらの三つ類型に該当する場合にも、企業内の個々の自然人が人の生命を侵害する危険性について十分に認識・予見できないケースや管理システムの不備や組織の構造上の欠陥が直接の原因であるケースがあり得る。これらのケースにおいて企業内の自然人に刑事责任を課すことは不合理であり、不可能である。やはり、企業自身の刑事责任が問われるべきなのである。⁽²²⁾

したがって、わが国においても人の生命や身体といった法益を適切に保護するためには、殺人罪を含めた自然犯についても原則として企業の刑事责任が問われるべきであろう。そうした必要性のある重大な事態、すなわち「企業殺人」は、わが国においても起こっているのである。この事実をふまえた議論こそが、わが国の企業の刑事责任論で欠けていたものであり、今後欠くことのできないものと思われる。

(1) 最近の文献で、企業(法人)の犯罪能力・刑事责任を否定するものとして、石堂淳「イギリスにおける法人の刑事责任について」莊子邦雄先生古稀祝賀・刑法の思想と理論(一九九一)四二頁、団藤重光・刑法綱要総論(第三版・一九九〇)

一一六頁以下、莊子邦雄・刑法總論（第三版・一九九六）九五頁以下、日高義博・刑法總論講義ノート（第二版・一九九六）五一頁以下、福田平・刑法總論（第三版・一九九六）七二頁以下。

(2) 福田平『行政刑法』（新版・一九七八）一〇六頁、松宮孝明・刑法總論講義（一九九七）五四頁以下、淺田和茂「兩罰規定における罰金額連動の切り離しについて」自由と正義四五卷一号（一九九四）四二頁、同「責任の基礎理論と責任主義」

浅田和茂ほか・刑法總論（改訂版・一九九七）一六七頁以下。

(3) 三井誠「予見可能性」藤木英雄編・過失犯——新旧過失論争——（一九七五）一二九頁以下、大谷實「企業犯罪と法人处罚」刑法解釈論集II（一九九〇）一一頁以下。

(4) 藤木英雄「企業災害と法人の刑事責任」罪と罰六卷四号（一九七〇）一七頁、板倉宏・企業犯罪の理論と現実（一九七

五）二八頁、米田泰邦「企業組織体責任論と行為論」・行為論と刑法理論（一九八六）一七一頁以下、同「防火刑法の機能と課題」中山研一・米田泰邦編著・火災と刑事責任（一九九三）一一〇頁。

(5) 藤木英雄「法人に刑事責任がありうるか」季刊現代経済一四号（一九七四）一六三頁以下、同「法人の犯罪、法人の処分行為」平場安治博士還暦祝賀・現代の刑事法学（上）（一九七七）五五頁以下、宇津呂英雄「法人处罚のあり方」石原一彦ほか編・現代刑罰法大系1——現代社会における刑罰の理論——（一九八四）一一〇七頁。

(6) 吉岡一男「企業の犯罪と責任」法学論叢一四〇卷五・六号（一九九七）一〇一頁以下。このほか企業の刑事責任を論じるにあたっては、企業の組織体としての性質に着目する必要があるとする主張するものとして、板倉宏「組織体犯罪の比較法的考察」現代型犯罪と刑法の論点（一九九〇）四一頁、同「企業犯罪と組織体犯罪概念」日本大学法学部法学研究所法学紀要三三卷（一九九二）七頁以下、伊東研祐「法人の刑事責任」芝原邦爾ほか編・刑法理論の現代的展開〈総論II〉（一九九〇）二三六頁、拙稿「企業犯罪論の現状と展望（一・完）」同志社法学四七卷五号（一九九六）三八七頁以下。

(7) イギリスの企業犯罪研究の第一人者であるC・ウェルスは、企業の重要な特徴として、「その規模、複雑さ、永続性などの性質によって、構成員である自然人の総和以上の存在になる」とし、この性質を「 $2+2=5$ 」と表現している。Celia Wells, Corporations and Criminal Responsibility (1993), at pp. 88-90. もとに、G.R. Sullivan, "Expressing Corporate

Guilt” (1995) 15 Oxford Journal of Legal Studies 281, at p. 283 参照。

- (8) 板倉宏・前掲注(4)書「四頁以下、伊東研祐・前掲注(6)論文」〇頁、大谷實「法人処罰の在り方——将来の立法の選択肢——」(1) 一〇頁。

(9) 大谷實「法人処罰の在り方——将来の立法の選択肢——(1・完)」同志社法学四二巻二号(一九九一)四頁。

(10) いのほか神例康博「企業の刑事責任に関する法理について」刑法雑誌二六巻二号(一九九七)一〇二頁以下は、企業活動は、社会的行動基準に合致したものであると、「社会の信頼に応える」とが要求されており、そうした判断は、「企業組織体活動を構成員の個別行為に分解して捉えたのでは、合理的に捉える」とはできない」とから、企業自身の処罰が必要となるという「信頼責任」説を主張する。

- (11) 内田文昭「外國為替及び外國貿易管理法七二条の法意——両罰規定における法人の処罰——」刑法解釈論集〈総論I〉(一九八一)八〇頁以下、中森喜彦「法人の刑事責任」Law School五一号(一九八一)三七頁、西田典之「団体と刑事罰」岩波講座・基本法学2——団体——(一九八三)一七〇頁以下、宇津呂英雄・前掲注(5)論文二二四頁以下、伊東研祐・前掲注(6)論文二三七頁、大谷實・前掲注(9)論文五頁以下、京藤哲久「法人の刑事責任——序論的考察」内藤謙先生古稀祝賀・刑事法学の現代的状況(一九九四)一一一頁以下。金澤文雄「法人の刑事責任と両罰規定」阿部純一ほか編・刑法基本講座第2巻・構成要件論(一九九四)五四頁など。

(12) 大谷實・前掲注(9)論文八頁以下。

(13) 板倉宏「企業組織体責任論と法人処罰」刑法雑誌二二巻一・二号(一九七九)一一一頁。

(14) 板倉宏・前掲注(4)書二二二頁以下、同「企業組織体責任論と法人処罰」刑法雑誌二二二巻一・二号(一九七九)一一〇頁、同「法人处罚の法理と立法論——企業組織体責任論を中心に」研修四三九号(一九八五)一一〇頁以下など。

(15) 京藤哲久・前掲注(11)論文九五頁以下。

(16) 伊東研祐・前掲注(6)論文二二一頁および二二六頁。さらに拙稿「企業犯罪論の現状と展望(一)」同志社法学四七巻四号(一九九五年)二二四一頁。

(17) 青木紀博「アメリカにおける『法人責任』論の試み」産大法学三〇巻三・四号（一九九七）二五頁以下。このほか藤木英雄・前掲注(5)論文六九頁以下、田中利幸「企業体の刑事責任」西原春夫ほか編・判例刑法研究I（一九八〇）一一〇六頁なども参照。

(18) 福田平・前掲注(2)書一〇一頁以下。

(19) 大塚仁・福田平・刑法総論I——現代社会と犯罪——（一九七九）一二七頁以下〔大塚〕。

(20) 神山敏雄・日本の経済犯罪——その実情と法的対応——（一九九六）二二八二頁。

(21) このほか一九七六年にまとめられた法務省刑事局法人处罚に関する小委員会の検討結果では、①公害罪中に同種規定のあきとした。調査解説「法人处罚のあり方」検察月報二九号（一九七六）六頁以下。

(22) 他方において、アメリカ合衆国やイギリスでは、殺人罪をはじめとした自然犯についても企業は刑事责任を問われるが、実際に企業に刑事责任が課されているのは、犯罪成立要件からみれば、わが国では業務上過失致死罪に近い場合が多い。しかし、アメリカ合衆国やイギリスでは、謀殺罪も企業が実行不可能な犯罪とはみなしていないという点には留意が必要である。あくまで企業に対して謀殺罪が適用できない理由は、謀殺罪の法定刑に罰金刑が設けられていないことに求められるのである。